

令和7年7月

読者各位

株式会社日本法令 出版部

『設例と申告書記載例で理解する  
最新 賃上げ促進税制のすべて [2024-2027年度版]』  
お詫びと訂正

下記のとおり、本書中に誤りの箇所がございました。訂正いたしますとともに、謹んでお詫び申し上げます。

記

- ・ 36 頁「設例 1」(1)③の「国内雇用者に対する給与等の支給額 10,500,000,000 円」には、④「G グループ 2 人（令和 6 年 7 月より役員） 25,000,000 円」の役員分が含まれているため、別添のとおり訂正いたします（下線部分が訂正箇所）。
- ・ 74 頁「設例 3」を別添のとおり訂正いたします（下線部分が訂正箇所）。
- ・ 92 頁「設例 4」は、上記設例 1 の金額を使用しているため、設例 1 と同様に別添のとおり訂正いたします（下線部分が訂正箇所）。

以上

## 第5章

# 設例による検討

### 設例 1

#### 上乘せ措置あり

～大企業に該当する3月決算法人A株式会社（青色申告法人）の  
令和7年3月期の適用～

### (1) 適用年度（令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日））

|  |                         |
|--|-------------------------|
| ① 期末現在の資本金の額又は出資金の額                            | 2,000,000,000 円         |
| ② 期末現在の常時使用する従業員の数                             | 2,100 人                 |
| ③ 国内雇用者に対する給与等の支給額 <sup>(注1)</sup>             | <u>10,479,000,000 円</u> |
| ④ ③の内訳 <sup>(注2)</sup>                         |                         |
| A グループ 1,650 人（2事業年度ともに一般被保険者） <sup>(注2)</sup> | 10,000,000,000 円        |
| B グループ 400 人（週10時間勤務、一般被保険者以外）                 | 270,000,000 円           |
| C グループ 5 人（定年を迎え令和6年度から継続雇用制度対象者）              | 20,000,000 円            |
| D グループ 30 人（令和5年9月に入社）                         | 120,000,000 円           |
| E グループ 10 人（令和6年10月に退職）                        | 50,000,000 円            |
| F グループ 3 人（令和5年10月から令和6年2月まで休職、手当支給なし）         | 15,000,000 円            |

|       |                                   |              |
|-------|-----------------------------------|--------------|
| Gグループ | 2人（令和6年7月より役員）                    | 4,000,000円   |
| ⑤     | ③の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額          | 20,000,000円  |
| ⑥     | ⑤のうち、雇用安定助成金額 <sup>(注3)</sup>     | 0円           |
| ⑦     | ⑤のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 | 15,000,000円  |
| ⑧     | ⑦のうち、雇用安定助成金額                     | 0円           |
| ⑨     | 調整前法人税額                           | 348,000,000円 |
| ⑩     | 教育訓練費の額                           | 60,000,000円  |
| ⑪     | プラチナくるみん・プラチナえるぼし認定               | 取得済          |
| ⑫     | マルチステークホルダーの適用要件を充足               |              |
|       | (注1) 日雇い労働者及び季節労働者等の雇用なし（以下同様）。   |              |
|       | (注2) 雇用保険の一般被保険者をいう（以下同様）。        |              |
|       | (注3) 役務の提供の対価として支払を受ける金額なし（以下同様）。 |              |

## (2) 前事業年度（令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日））

|   |                                      |                 |
|---|--------------------------------------|-----------------|
| ① | 国内雇用者に対する給与等の支給額                     | 10,000,000,000円 |
| ② | ①の内訳                                 |                 |
|   | Aグループ 1,650人（2事業年度ともに一般被保険者）         | 9,527,000,000円  |
|   | Bグループ 400人（週10時間勤務、一般被保険者以外）         | 260,000,000円    |
|   | Cグループ 5人（定年を迎え令和6年度から継続雇用制度対象者）      | 43,000,000円     |
|   | Dグループ 30人（令和5年9月に入社）                 | 60,000,000円     |
|   | Eグループ 10人（令和6年10月に退職）                | 85,000,000円     |
|   | Fグループ 3人（令和5年10月から令和6年2月まで休職、手当支給なし） | 9,000,000円      |
|   | Gグループ 2人（令和6年7月より役員）                 | 16,000,000円     |
| ③ | ①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額             | 90,000,000円     |
| ④ | ③のうち、雇用安定助成金額                        | 70,000,000円     |
| ⑤ | ③のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額    | 60,000,000円     |
| ⑥ | ⑤のうち、雇用安定助成金額                        | 40,000,000円     |
| ⑦ | 教育訓練費の額                              | 45,000,000円     |

■図表 2 - 5 - 1

| 例  | 前事業年度（令和 5 年度）                    |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        | 適用年度（令和 6 年度）             |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    | 判定 |
|--|-----------------------------------|------------------------|----|----|---------------|----|-----|-----|--------|----|----|------------------------|---------------------------|----|----|-----------------|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|  | 4月                                | 5月                     | 6月 | 7月 | 8月            | 9月 | 10月 | 11月 | 12月    | 1月 | 2月 | 3月                     | 4月                        | 5月 | 6月 | 7月              | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |
| <b>継続雇用者に該当する者の例</b>                                       |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 2事業年度ともに雇用保険の一般被保険者に該当する者</b>                         |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 2事業年度ともに<br>一般被保険者<br>A グループ 1,650 人                       | 一般被保険者 9,527,000,000 円            |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        | 一般被保険者 10,000,000,000 円   |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    | ○  |
| <b>継続雇用者に該当しない者の例（前事業年度又は適用年度中のいずれかの月において以下に該当する者）</b>     |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 雇用保険の一般被保険者でなかった者</b>                                 |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 週 10 時間勤務<br>B グループ 400 人                                  | 一般被保険者以外<br>260,000,000 円         |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        | 一般被保険者以外<br>270,000,000 円 |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    | ×  |
| <b>○ 高年齢雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となつた者</b>                        |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 定年を迎え、<br>令和 6 年度から<br>継続雇用制度対象者<br>C グループ 5 人             | 一般被保険者 43,000,000 円               |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        | 継続雇用制度対象者 20,000,000 円    |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    | ×  |
| <b>○ 年度の途中で、新たに採用された者又は退職した者</b>                           |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和 5 年 9 月に入社<br>D グループ 30 人                               | 入社前                               | 一般被保険者<br>60,000,000 円 |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        | 一般被保険者 120,000,000 円      |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    | ×  |    |
| 令和 6 年 10 月に退職<br>E グループ 10 人                              | 一般被保険者 85,000,000 円               |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    | 一般被保険者<br>50,000,000 円 |                           |    |    |                 | 退職 |    | ×   |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 休職（産休・育休等）期間があり、その間給与等の支給がない月があつた者</b>                |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和 5 年 10 月から<br>令和 6 年 2 月まで休職<br>その間手当支給なし<br>F グループ 3 人 | 一般被保険者<br>9,000,000 円<br>(3 月分含む) |                        |    |    | 休職<br>※手当支給なし |    |     |     | 一般被保険者 |    |    |                        | 一般被保険者 15,000,000 円       |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    | ×  |    |
| <b>○ 役員、使用人兼務役員及び役員の特典関係者になつた者</b>                         |                                   |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    |                        |                           |    |    |                 |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和 6 年 7 月より役員<br>G グループ 2 人                               | 一般被保険者 16,000,000 円               |                        |    |    |               |    |     |     |        |    |    | 一般被保険者<br>4,000,000 円  |                           |    |    | 役員 21,000,000 円 |    |    |     |     |     | ×  |    |    |    |

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書

|      |                 |     |       |
|------|-----------------|-----|-------|
| 事業年度 | 6・4・1<br>7・3・31 | 法人名 | A株式会社 |
|------|-----------------|-----|-------|

別表六(二十四)付表一 令六・四・一以後終了事業年度分

| 雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算                       |                            |                            |   |                                       |
|---|----------------------------|----------------------------|---|---------------------------------------|
| 国内雇用者に対する給与等の支給額                                | (1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 | (2)のうち雇用安定助成金額             | 雇用者給与等支給額<br>(1)-(2)+(3)<br>(マイナスの場合は0) | 調整雇用者給与等支給額<br>(1)-(2)<br>(マイナスの場合は0) |
| 1   | 2                          | 3                          | 4                                       | 5                                     |
| ① 10,479,000,000 円                              | ② 20,000,000 円             | ③                          | ④ 10,459,000,000 円                      | ⑤ 10,459,000,000 円                    |
| 比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算                   |                            |                            |   |                                       |
| 前事業年度   | 国内雇用者に対する給与等の支給額           | (7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 | (8)のうち雇用安定助成金額                          | 適用年度の月数<br>(6)の前事業年度の月数               |
| 6   | 7                          | 8                          | 9                                       | 10                                    |
| ⑥ 令5・4・1<br>令6・3・31                             | ⑦ 10,000,000,000 円         | ⑧ 90,000,000 円             | ⑨ 70,000,000 円                          | ⑩ 12<br>12                            |
| 比較雇用者給与等支給額<br>(7)-(8)+(9)×(10)<br>(マイナスの場合は0)  |                            |                            | 11                                      | ⑪ 9,980,000,000 円                     |
| 調整比較雇用者給与等支給額<br>(7)-(8)×(10)<br>(マイナスの場合は0)    |                            |                            | 12                                      | ⑫ 9,910,000,000 円                     |
| 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算                   |                            |                            |   |                                       |
| 事業年度等   | 継続雇用者給与等支給額の計算             |                            | 継続雇用者比較給与等支給額の計算                        |                                       |
|   | 適用年度                       | 前事業年度                      | 前一年事業年度特定期間                             |                                       |
|   | ⑬                          | ⑭                          | ⑮                                       | ⑯                                     |
| 継続雇用者に対する給与等の支給額                                | 14                         | ⑬ 10,000,000,000 円         | ⑭ 9,527,000,000 円                       | ⑮                                     |
| 同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額                       | 15                         | ⑮ 15,000,000               | ⑯ 60,000,000                            |                                       |
| 同上のうち雇用安定助成金額                                   | 16                         | ⑯ 15,000,000               | ⑰ 40,000,000                            |                                       |
| 差引<br>(14)-(15)+(16)                            | 17                         | ⑰ 9,985,000,000            | ⑱ 9,507,000,000                         |                                       |
| 適用年度の月数<br>(13)の⑬の月数                            | 18                         |                            |   |                                       |
| 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額<br>(17)又は((17)×(18)) | 19                         | ⑱ 9,985,000,000 円          | ⑲ 9,507,000,000 円                       |                                       |
| 比較教育訓練費の額の計算                                    |                            |                            |   |                                       |
| 事業年度  | 教育訓練費の額                    | 適用年度の月数<br>(20)の事業年度の月数    | 改定教育訓練費の額<br>(21)×(22)                  |                                       |
| 20  | 21                         | 22                         | 23                                      |                                       |
| ⑳ 令5・4・1<br>令6・3・31                             | ㉑ 45,000,000 円             | ㉒ 12<br>12                 | ㉓ 45,000,000 円                          |                                       |
| 計   |                            |                            | 45,000,000                              |                                       |
| 比較教育訓練費の額<br>(23の計)÷(調整対象年度数)                   |                            |                            | ㉔ 45,000,000                            |                                       |
| 翌期繰越税額控除限度超過額の計算                                |                            |                            |   |                                       |
| 事業年度  | 前期繰越額又は当期税額控除限度額           | 当期控除可能額                    | 翌期繰越額<br>(25)-(26)                      |                                       |
|   | 25                         | 26                         | 27                                      |                                       |
| ・   |                            |                            | 円                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 円                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| ・   |                            |                            | 外                                       |                                       |
| 計   |                            | 別表六(二十四)「48」               |   |                                       |
| 当期分   | 別表六(二十四)「40」               | 別表六(二十四)「43」               | 外                                       |                                       |
| 合計  |                            |                            |   |                                       |

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

|      |                 |     |       |
|------|-----------------|-----|-------|
| 事業年度 | 6・4・1<br>7・3・31 | 法人名 | A株式会社 |
|------|-----------------|-----|-------|

別表六(二十四)

合六・四・一以後終了事業年度分

|   |                            |  |             |               |  |                               |         |   |            |    |             |
|---|----------------------------|--|-------------|---------------|--|-------------------------------|---------|---|------------|----|-------------|
| 期末現在の資本金の額又は出資金の額                               |                            | 1  | 29          | 2,000,000,000 | 円  | 適用可否                          | 3       | 31  | 可          |    |             |
| 期末現在の常時使用する従業員の数                                |                            | 2  | 30          | 2,100         | 人  |                               |         |   |            |    |             |
| 法人税額の特別控除額の計算                                   |                            |  |             |               |  |                               |         |   |            |    |             |
| 税額控除限度額の計算                                      | 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合 | 雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「4」)  | 4           | 32            | 10,459,000,000   | 円                             | 税額控除の計算 | (14) $\geq 4\%$ の場合<br>(0.05、0.1又は0.15)   | 29         | 51 | 0.10        |
|   |                            | 比較雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「11」)   | 5           | 33            | 9,980,000,000  | 円                             |         | (18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合<br>0.05    | 30         | 52 | 0.05        |
|   |                            | 雇用者給与等支給増加額<br>(4) - (5)<br>(マイナスの場合は0)                                  | 6           | 34            | 479,000,000  | 円                             |         | ブラチナくるみん又はブラチナえる<br>ぼしを取得している場合<br>0.05   | 31         | 53 | 0.05        |
|   |                            | 雇用者給与等支給増加割合<br>(6)<br>(5)   | 7           | 35            | 0.047  | 円                             |         | 税額控除限度額<br>(22) $\times (0.1 + (29) + (30) + (31))$<br>(14) < 0.03の場合は0)        | 32         | 54 | 143,700,000 |
|   |                            | 調整雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「5」)  | 8           | 36            | 10,459,000,000   | 円                             |         | (14) $\geq 4\%$ の場合<br>0.15   | 33         |    |             |
|   |                            | 調整比較雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「12」)                                       | 9           | 37            | 9,910,000,000  | 円                             |         | (18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合<br>0.05    | 34         |    |             |
|   |                            | 調整雇用者給与等支給増加額<br>(8) - (9)<br>(マイナスの場合は0)                                | 10          | 38            | 549,000,000  | 円                             |         | ブラチナくるみん又はえるぼし3段階<br>目以上を取得している場合<br>0.05                                       | 35         |    |             |
|   |                            | 継続雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「19の①」)                                       | 11          | 39            | 9,985,000,000  | 円                             |         | 特定税額控除限度額<br>(22) $\times (0.1 + (33) + (34) + (35))$<br>(14) < 0.03の場合は0)      | 36         |    |             |
|   |                            | 継続雇用者比較給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」)                             | 12          | 40            | 9,507,000,000  | 円                             |         | (7) $\geq 2.5\%$ の場合<br>0.15  | 37         |    |             |
|   |                            | 継続雇用者給与等支給増加額<br>(11) - (12)<br>(マイナスの場合は0)                              | 13          | 41            | 478,000,000  | 円                             |         | (18) $\geq 5\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合<br>0.1      | 38         |    |             |
|   |                            | 継続雇用者給与等支給増加割合<br>(13)<br>(12)   | 14          | 42            | 0.05   | 円                             |         | くるみん又はえるぼし2段階目以上<br>を取得している場合<br>0.05   | 39         |    |             |
|   |                            | 継続雇用者給与等支給増加割合の計算<br>(12) = 0の場合は0)                                      | 14          | 42            | 0.05   | 円                             |         | 中小企業者等税額控除限度額<br>(22) $\times (0.15 + (37) + (38) + (39))$<br>(7) < 0.015の場合は0) | 40         |    |             |
|   |                            | 教育訓練費の額  | 15          | 43            | 60,000,000   | 円                             |         | 調整前法人税額<br>(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)   | 41         | 55 | 348,000,000 |
|   |                            | 比較教育訓練費の額<br>(別表六(二十四)付表一「24」)   | 16          | 44            | 45,000,000   | 円                             |         | 当期税額基準額<br>(41) $\times \frac{20}{100}$   | 42         | 56 | 69,600,000  |
| 教育訓練費増加額<br>(15) - (16)<br>(マイナスの場合は0)          | 17                         | 45   | 15,000,000  | 円             | 当期税額控除可能額<br>(25)、(28)、(32)、(36)又は(40)と(42)の<br>うち少ない金額)                 | 43                            | 57      | 69,600,000  |            |    |             |
| 教育訓練費増加割合<br>(17)<br>(16)                       | 18                         | 46   | 0.33        | 円             | 調整前法人税額超過構成額<br>(別表六(六)「8の⑧」)  | 44                            | 58      |   |            |    |             |
| 雇用者給与等支給額比較教育訓練費割合<br>(15)<br>(4)               | 19                         | 47   | 0.0057      | 円             | 当期税額控除額<br>(43) - (44)   | 45                            | 59      | 69,600,000  |            |    |             |
| 控除対象雇用者給与等支給増加額<br>(6)と(10)のうち少ない金額)            | 20                         | 48   | 479,000,000 | 円             | 差引当期税額基準額残額<br>(42) - (43)   | 46                            |         |   |            |    |             |
| 雇用者給与等支給増加重複控除額<br>(別表六(二十四)付表二「12」)            | 21                         | 49   |             | 円             | 繰越税額控除限度超過額<br>(別表六(二十四)付表一「25の計」)                                       | 47                            |         |   |            |    |             |
| 差引控除対象雇用者給与等支給増加額<br>(20) - (21)<br>(マイナスの場合は0) | 22                         | 50   | 479,000,000 | 円             | 同上のうち当期繰越税額控除可能額<br>(46)と(47)のうち少ない金額)<br>(4) $\leq (5)$ 又は(5) = 0の場合は0) | 48                            | 60      |   |            |    |             |
| 税額控除限度額の計算                                      | 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合 | (14) $\geq 4\%$ の場合<br>0.1   | 23          |               | 円  | 調整前法人税額超過構成額<br>(別表六(六)「8の⑧」) | 49      |   |            |    |             |
|   |                            | (18) $\geq 20\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>0.05                            | 24          |               | 円  | 当期繰越税額控除額<br>(48) - (49)      | 50      |   |            |    |             |
|   |                            | 税額控除限度額<br>(22) $\times (0.15 + (23) + (24))$<br>(14) < 0.03の場合は0)       | 25          |               | 円  | 法人税額の特別控除額<br>(45) + (50)     | 51      | 61  | 69,600,000 |    |             |
|   |                            | (7) $\geq 2.5\%$ の場合<br>0.15   | 26          |               | 円  |                               |         |   |            |    |             |
|   |                            | (18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>0.1                             | 27          |               | 円  |                               |         |   |            |    |             |
|   |                            | 中小企業者等税額控除限度額<br>(22) $\times (0.15 + (26) + (27))$<br>(7) < 0.015の場合は0) | 28          |               | 円  |                               |         |   |            |    |             |

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書

|                                    |                 |   |        |
|------------------------------------|-----------------|---|--------|
| 事業年度                               | 6・4・1<br>7・3・31 | 法人名   | A 株式会社 |
| 調整雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)「8」)       | 1               | 10,459,000,000  | 円      |
| 当期の終了の日における雇用者の数<br>(別表六(二十一)「31」) | 2               |   | 人      |
| 調整地方事業所基準雇用者数<br>(別表六(二十一)「5」)     | 3               |   |        |
| 特定新規雇用者基礎数<br>(別表六(二十一)「7」)        | 4               |   |        |
| 特定非新規雇用者基礎数<br>(別表六(二十一)「12」)      | 5               |   |        |
| 控除対象調整数の計算                         |                 | 地方事業所特別基準雇用者数の基礎となる雇用者の数<br>(別表六(二十一)「36の当期分」+「39の当期分」) | 6      |
|                                    |                 | 移転型特定新規雇用者基礎数<br>(別表六(二十一)「9」)                          | 7      |
|                                    |                 | 対象移転型特定非新規雇用者基礎数<br>(別表六(二十一)「17」)                      | 8      |
|                                    |                 | 控除対象調整数<br>(6)-(7)-(8)<br>(マイナスの場合は0)                   | 9      |
|                                    |                 | 控除対象者数<br>(3)と((4)+(5)+(9))のうち少ない数                      | 10     |
|                                    |                 | 雇用者給与等支給増加重複基準額<br>$\frac{(1)}{(2)} \times (10)$        | 11     |
|                                    |                 | 雇用者給与等支給増加重複控除額<br>(11) $\times \frac{20}{100}$         | 12     |

別表六(二十四)付表二 令六・四・一以後終了事業年度分 円

## 設例 1

### ❖別表六（二十四）、別表六（二十四）付表一、別表六（二十四）付表二 記載の順序

別表六（二十四）（以下「本別表」という）の作成に当たっては、本別表付表一（以下「付表一」という）及び本別表付表二（以下「付表二」という）を作成した上で、付表一、二で計算した金額をもとに本別表を作成するという手順で行う。

まず、付表一、二では、大企業向け及び中堅企業向け並びに中小企業向け賃上げ促進税制（以下「本税制」という）の適用要件の判定及び税額控除限度額の計算などの計算基礎となる金額を計算する。次に、本別表では、本税制の適用可否を判定するとともに、付表一、二で算出した金額をもとに本税制の適用要件を判定し、税額控除限度額などを計算し、税額控除額を計算する。

付表一では「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「1」欄から「5」欄の各欄）、「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「6」欄から「12」欄の各欄）を記載する。大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制を適用する場合は「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」（「13」欄から「19」欄の各欄）を記載する。教育訓練費に係る上乘せ措置の適用がある場合は「比較教育訓練費の額の計算」（「20」欄から「24」欄の各欄）を記載する。

付表二では、地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（以下「地方拠点強化税制における雇用促進税制」という）を適用する場合に、雇用者給与等支給増加重複控除額を計算し、記載する。本設例では該当しないため、様式のみを掲げるが、記載方法は省略する（以下の設例では付表二の様式も省略）。

本別表では、まず「期末現在の資本金又は出資金の額」、「期末現在の常時使用する従業員の数」、「適用可否」（「1」欄から「3」欄の各欄）を記載する。次に、付表一、二で算出した金額をもとに「法人税額の特別控除額の計算」（「4」欄から「51」欄の各欄）を記載する。

#### 【別表六（二十四）付表一】

#### ❖「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「1」欄から「5」欄の各欄）の記載

「1」欄から「5」欄では、「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、適用年度に係る各種金額を記載する。

- ① 「1」欄には、適用年度に損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。役員、使用人兼務役員及び役員の特典関係者は、国内雇用者の範囲から除かれる。

また、給与等の範囲について、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無についても確認する必要がある（以下⑦、⑬、⑰において同様）。

本設例では「10,479,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

- ② 「2」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「20,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2（補填額の範囲）

- ③ 「3」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における国内雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

（参考通達）措通42の12の5-2の2（雇用安定助成金額の範囲）

- ④ 「4」欄には、「1」欄－「2」欄＋「3」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「4」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,479,000,000（「1」欄）－20,000,000（「2」欄）＋0（「3」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

- ⑤ 「5」欄には、「1」欄－「2」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「8」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記④とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、10,479,000,000（「1」欄）－20,000,000（「2」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

## ❖ 「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「6」欄から「12」欄の各欄）の記載

「6」欄から「12」欄では「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、前事業年度に係る各種金額等を記載する。

- ⑥ 「6」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑦ 「7」欄には、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記①参照）。

本設例では「10,000,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

- ⑧ 「8」欄には、前事業年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「90,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2（補填額の範囲）

- ⑨ 「9」欄には、国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「70,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2の2（雇用安定助成金額の範囲）

- ⑩ 「10」欄は、分子に適用年度の月数を、分母に「6」欄に記載した前事業年度の月数をそれぞれ記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、比較雇用者給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが（設例2参照）、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、分子に適用年度の月数「12」、分母に前事業年度の月数「12」を記載する。

- ⑪ 「11」欄には、（「7」欄－「8」欄＋「9」欄）×「10」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「5」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、〔10,000,000,000（「7」欄）－90,000,000（「8」欄）＋70,000,000（「9」欄）〕×12/12（「10」欄）の計算結果である「9,980,000,000」を記載する。

- ⑫ 「12」欄には、（「7」欄－「8」欄）×「10」欄で計算した金額を記載する。なお、計算

結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「9」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑩とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、〔10,000,000,000（「7」欄）－90,000,000（「8」欄）〕×12/12（「10」欄）の計算結果である「9,910,000,000」を記載する。

### ❖ 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」（「13」欄から「19」欄の各欄）の記載

「13」欄から「19」欄では、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定の基礎となる「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を計算する。なお、中小企業者が中小企業向け賃上げ促進税制を適用する場合は、本各欄は使用しない。

ここでは雇用安定助成金額（「16」欄）は、継続雇用者給与等支給額から控除せずに計算する。これは、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定をする際、継続雇用者給与等支給額の前原資が、雇用安定助成金から法人の自己資金に変わったことのみで、継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも増加したとして要件判定をすることが、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の趣旨にそぐわないためである（例えば、前事業年度は雇用安定助成金を受けているが、適用年度は受けていない場合に、雇用安定助成金額を控除すると継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の適用が可能となる不合理が生じる可能性がある）。

一方、税額控除限度額の対象となる「控除対象雇用者給与等支給増加額」（本別表「20」欄）の計算では、雇用安定助成金額は控除し、税額控除額の対象から除外して計算する。

⑬ 「14の①」欄には、適用年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記⑩参照）。

本設例では「10,000,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

⑭ 「15の①」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「15,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2（補填額の範囲）

⑮ 「16の①」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受

けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における継続雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

(参考通達) 措通42の12の5-2の2(雇用安定助成金額の範囲)

- ⑩ 「17の①」欄には、「14の①」欄-「15の①」欄+「16の①」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,000,000,000(「14の①」欄)-15,000,000(「15の①」欄)+0(「16の①」欄)の計算結果である「9,985,000,000」を記載する。

- ⑪ 「19の①」欄には、「17の①」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、本別表「11」欄に転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ⑫ 「13の②」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、継続雇用者比較給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが(設例2参照)、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑬ 「14の②」欄には、前事業年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する(上記⑩参照)。

本設例では「9,527,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-1の4(給与等の範囲)、42の12の5-3(出向先法人が支出する給与負担金)、42の12の5-4(資産の取得価額に算入された給与等)

- ⑭ 「15の②」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する(他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する)。

本設例では「60,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-2(補填額の範囲)

- ⑮ 「16の②」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「40,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-2の2(雇用安定助成金額の範囲)

- ⑯ 「17の②」欄には、「14の②」欄-「15の②」欄+「16の②」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、9,527,000,000(「14」欄②)-60,000,000(「15」②欄)+40,000,000(「16

の②」欄)の計算結果である「9,507,000,000」を記載する。

- ⑳ 「19の②」欄には、「17の②」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、本別表「12」欄に転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

### ❖比較教育訓練費の額の計算」(「20」欄から「24」欄の各欄)の記載

「20」欄から「24」欄では、教育訓練費の上乗せ措置の要件判定の基礎となる「比較教育訓練費の額」を計算する。具体的には、適用年度開始の日1年以内に開始した各事業年度等である調整対象年度に係る各種金額等を記載する。

- ㉑ 「20」欄には、調整対象年度を記載する。

本設例では、前事業年度となるため、上段に「令5・4・1」下段に「令6・3・31」を記載する。

- ㉒ 「21」欄には、調整対象年度の「教育訓練費の額」を記載する。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額(補助金等)がある場合は、その金額を控除した金額を記載する。また、教育訓練費の額は、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無を確認する必要がある。

本設例では、前事業年度の教育訓練費である「45,000,000」を記載する。

- ㉓ 「22」欄には、分子に適用年度の月数、分母に「20」欄に記載した事業年度等の月数を記載する。

本設例では、分子分母のいずれも「12」を記載する。

- ㉔ 「23」欄には、「21」欄×「22」欄で計算した金額である「改定教育訓練費の額」を記載する。

本設例では、45,000,000(「21」欄)×12/12(「22」欄)の計算結果である「45,000,000」を記載する。

- ㉕ 「24」欄には、「23」欄の合計額を調整対象年度の数で除した金額である「比較教育訓練費の額」を記載する。ここで計算した金額は、本別表「16」欄に転記する。

比較教育訓練費の計算の対象となる事業年度は、適用年度開始の日1年以内に開始した各事業年度となる。そのため、その各事業年度が適用年度の期間に満たない場合は、比較教育訓練費の額に適用年度の月数を乗じて各事業年度の月数で除すことにより比較教育訓練費を調整することとなる。

本設例では、45,000,000(「23」欄合計)÷1の計算結果である「45,000,000」を記載する。

## 【別表六（二十四）】

### ❖ 「1」欄から「3」欄の各欄の記載

「1」欄から「3」欄では、本税制の適用可否の判定を行う。本別表は、大企業向け又は中堅企業向け若しくは中小企業向け賃上げ促進税制のいずれの税制にも対応していることから、ここでの判定結果により、大企業向け又は中堅企業向け若しくは中小企業向け賃上げ促進税制のいずれかの税額控除限度額の計算を行うこととなる。

- ㉔ 「1」欄には、適用年度の期末現在の資本金の額又は出資金の額を記載する。  
本設例では「2,000,000,000」を記載する。
- ㉕ 「2」欄には、適用年度の期末現在の常時使用する従業員の数を記載する。  
本設例では「2,100」を記載する。
- ㉖ 「3」欄には、大企業向け賃上げ促進税制の適用可否を記載する。  
本設例では、「1」欄が10億円以上、「2」欄が1,000人以上であり、「マルチステークホルダー方針の公表に係る要件」を検討した上で、当該要件を満たしている場合には、大企業向け賃上げ促進税制の適用を受けることができるため、「可」を記載する。

### ❖ 「4」欄から「7」欄の各欄の記載

「4」欄から「7」欄では、付表一「4」欄及び「11」欄で計算した金額を転記して「雇用者給与等支給増加割合」を計算する。

なお、ここで計算する雇用者給与等支給増加割合は、中小企業向け賃上げ促進税制の要件判定では使用するが、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定では使用しない。

- ㉗ 「4」欄には、付表一「4」欄の金額から雇用者給与等支給額を転記する。  
本設例では「10,459,000,000」を記載する。
- ㉘ 「5」欄には、付表一「11」欄から比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。  
本設例では「9,980,000,000」を記載する。
- ㉙ 「6」欄には、「4」欄から「5」欄を控除した残額である雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。  
本設例では、10,459,000,000（「4」欄）－9,980,000,000（「5」欄）の計算結果である「479,000,000」を記載する。
- ㉚ 「7」欄には、「6」欄を「5」欄で除した割合である雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「5」欄に記載された金額が0の場合は、0を記載する。

本設例では、479,000,000（「6」欄）÷ 9,980,000,000（「5」欄）の計算結果は「0.047995…」となるため、小数点以下第3位までとなる「0.047」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、雇用者給与等増加割合は「0.015以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第3位までの数値を表示している。

### ❖ 「調整雇用者給与等支給増加額の計算」（「8」欄から「10」欄の各欄）の記載

「8」欄から「10」欄では、付表一「5」欄及び「12」欄で計算した金額を転記して「調整雇用者給与等支給増加額」を計算する。

ここで計算する調整雇用者給与等支給増加額は、雇用安定助成金額を含む他の者から支払を受けた金額を控除した雇用者給与等支給額であり、税額控除限度額の計算の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額の計算に使用する。

- ③6 「8」欄には、付表一「5」欄から調整雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ③7 「9」欄には、付表一「12」欄から調整比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,910,000,000」を記載する。

- ③8 「10」欄には、「8」欄から「9」欄を控除した残額である調整雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「8」欄）－ 9,910,000,000（「9」欄）の計算結果である「549,000,000」を記載する。

### ❖ 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」（「11」欄から「14」欄の各欄）の記載

「11」欄から「14」欄では、付表一「19の①・②」欄で計算した金額を転記して「継続雇用者給与等支給増加割合」を計算する。ここでは、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定に必要な継続雇用者給与等支給増加割合を計算する。

- ③9 「11」欄には、付表一「19の①」欄から継続雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ④0 「12」欄には、付表一「19の②」欄から継続雇用者比較給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

- ④1 「13」欄には、「11」欄から「12」欄を控除した残額である継続雇用者給与等支給増加

額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、9,985,000,000（「11」欄）－9,507,000,000（「12」欄）の計算結果である「478,000,000」を記載する。

- 42 「14」欄には、「13」欄を「12」欄で除した割合である継続雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「12」欄に記載された金額が0の場合は、0を記載する。本欄が3%（0.03）未満の場合は、大企業向け賃上げ促進税制の適用はない（「32」欄には0を記載する）。

本設例では、次の計算式のとおり「0.050278…」となるため、小数点以下第2位までとなる「0.05」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、継続雇用者給与等増加割合は「0.03以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

|  |         |                  |
|--|---------|------------------|
| (「11」欄)  | (「12」欄) | (「13」欄)          |
| 9,985,000,000 円－ 9,507,000,000 円 (= 478,000,000 円) |         |                  |
|  |         | ÷ 0.050278… ≥ 3% |
| (「12」欄)  |         |                  |
| 9,507,000,000 円                                    |         |                  |

本設例の場合、本欄（継続雇用者給与等支給増加割合）が5%（0.05）以上となるため、10%の税額控除率の上乗せ措置を適用することができる。

## ❖ 「教育訓練費増加割合の計算」（「15」欄から「19」欄の各欄）の記載

「15」欄から「19」欄では、「教育訓練費増加割合」及び「雇用者給与等支給額比教育訓練費割合」を計算する。

なお、教育訓練費については、算出の根拠となる明細を記載した書類を作成し、企業等で保存する必要があるが、明細を記載した書類を確定申告書等に添付する必要はない。

- 43 「15」欄は、適用年度の教育訓練費の額を記載する。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額（補助金等）がある場合は、その金額を控除した金額を記載する。また、教育訓練費の額は、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無を確認する必要がある。

本設例では、「60,000,000」を記載する。

- ④4 「16」欄には、付表一「24」欄から比較教育訓練費の額の金額を転記する。  
本設例では「45,000,000」を記載する。

- ④5 「17」欄は、「15」欄から「16」欄の金額を控除した残額である教育訓練費増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、60,000,000（「15」欄）－ 45,000,000（「16」欄）の計算結果である「15,000,000」を記載する。

- ④6 「18」欄は、「17」欄を「16」欄で除した割合を記載する。なお、「16」欄に0を記載した場合には、本欄の記載も0となる。本欄が10%（0.10）以上又は本欄が0であっても、「15」欄が「17」欄と同額で、0よりも大きい場合は、雇用者給与等支給額比教育訓練費割合が0.05%以上（下記④7参照）である限り、5%の税額控除率の上乗せ措置を適用することができる。

本設例では、次の計算式のとおり「0.333333…」となり、本欄には小数点以下第2位までとなる「0.33」までを記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、教育訓練費増加割合は「0.10以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

|              |                |                  |                   |
|--------------|----------------|------------------|-------------------|
| （「15」欄）      | （「16」欄）        | （「17」欄）          |                   |
| 60,000,000 円 | － 45,000,000 円 | (= 15,000,000 円) |                   |
|              |                |                  | ÷ 0.333333… ≥ 10% |
|              | （「16」欄）        |                  |                   |
|              | 45,000,000 円   |                  |                   |

- ④7 「19」欄には、「15」欄を「4」欄で除した割合である「雇用者給与等支給額比教育訓練費割合」を記載する。

本設例では、60,000,000（「15」欄）÷ 10,459,000,000（「4」欄）の計算結果は「0.005736…」となるため、小数点以下第4位までとなる「0.0057」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、雇用者給与等支給額比教育訓練費割合は「0.0005以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第4位までの数値を表示している。

## ❖ 「20」欄から「22」欄の各欄の記載

「20」欄から「22」欄では、本税制の税額控除限度額の計算基礎となる金額を計算する。なお「地方拠点強化税制における雇用促進税制」（措法42の12）を併用する場合は、

付表二で計算した金額を「21」欄に転記して計算する。

- ④8 「20」欄には、「6」欄と「10」欄のうち、少ない金額である控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。

本設例では、479,000,000（「6」欄）と549,000,000（「10」欄）のうち、少ない金額である「479,000,000」を記載する。

- ④9 「21」欄には、付表二「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書」の「12」欄から雇用者給与等支給増加重複控除額を転記する。

本設例では、記載を要しない。

- ⑤0 「22」欄には、「20」欄から「21」欄を控除した残額である差引控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、479,000,000（「20」欄）－0（「21」欄）の計算結果である「479,000,000」を記載する。

#### ❖ 「税額控除限度額の計算（第1項適用の場合）」（「29」欄から「32」欄の各欄）の記載

大企業向け賃上げ促進税制の適用がある場合は、「29」欄から「32」欄で「税額控除限度額」を計算する。上乗せ措置の適用がある場合は、「29」欄及び「30」欄並びに「31」欄の各欄に上乗せ措置に係る税額控除率を記載し、「32」欄に通常税額控除率に上乗せ措置に係る税額控除率を加算した税額控除率を、差引控除対象雇用者給与等支給増加額（「22」欄）に乗じて税額控除限度額を計算する。

- ⑤1 「29」欄には、継続雇用者給与等支給増加割合（「14」欄）が4%（0.04）、5%（0.05）、7%（0.07）以上の場合、それぞれ5%、10%、15%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため、それに応じて「0.05」、「0.10」、「0.15」を記載する。

本設例では、継続雇用者給与等支給増加割合が「0.05」（「14」欄）で5%の上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.10」を記載する。

- ⑤2 「30」欄には、教育訓練費増加割合（「18」欄）が10%（0.10）以上かつ雇用者給与等支給額比教育訓練費割合（「19」欄）が0.05%（0.0005）以上の場合、5%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため「0.05」を記載する。

本設例では、教育訓練費増加割合が「0.33」（「18」欄）かつ雇用者給与等支給額比教育訓練費割合が「0.0056」（「19」欄）で上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.05」を記載する。

- ⑤③ 「31」欄には、大企業が適用年度終了の日においてプラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を取得している場合、5%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため「0.05」を記載する。

本設例では、プラチナくるみん・プラチナえるぼし認定を取得済で上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.05」を記載する。

- ⑤④ 「32」欄には、「22」欄の金額に通常の税額控除割合である「0.10」に「29」欄及び「30」欄並びに「31」欄で記載した上乗せ措置の税額控除割合を加算した割合を乗じて計算した金額である「税額控除限度額」を記載する。なお、「14」欄に記載された割合が3%（0.03）未満の場合は、大企業向け賃上げ促進税制の適用がないため、0を記載する。

本設例では、次の計算式のとおり「143,700,000」を記載する。

$$479,000,000 \text{ 円 (「22」欄)} \times 30\% \ast = 143,700,000 \text{ 円}$$

$$\ast 0.10 + 0.10 \text{ (「29」欄)} + 0.05 \text{ (「30」欄)} + 0.05 \text{ (「31」欄)} = 0.30 \text{ (30\%)}$$

## ❖ 「41」欄から「51」欄の各欄の記載

「41」欄及び「42」欄では、「調整前法人税額及び当期税額基準額」を計算する。その上で、「43」欄から「51」欄では、「当期税額控除可能額」等を計算し、「法人税額の特別控除額」を計算する。

- ⑤⑤ 「41」欄には、適用年度の法人税額として、別表一「2」欄又は別表一の二「2」欄若しくは「13」欄から調整前法人税額の金額を転記する。

本設例では「348,000,000」を記載する。

- ⑤⑥ 「42」欄には、「41」欄である調整前法人税額の金額に20%（100分の20）を乗じた金額である当期税額基準額を記載する。

本設例では、348,000,000（「41」欄）×20%の計算結果である「69,600,000」を記載する。

- ⑤⑦ 「43」欄には、「32」欄と「42」欄のうち、少ない金額である当期税額控除可能額を記載する。つまり、税額控除額は「42」欄で計算した法人税額の20%が上限となる。

本設例では、143,700,000（「32」欄）と69,600,000（「42」欄）のうち、少ない金額である「69,600,000」を記載する。

- ⑤⑧ 「44」欄には、別表六（六）「法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「8の⑱」欄から調整前法人税超過構成額の金額を転記する。

本設例では、記載を要しない。

- ⑤9 「45」欄には、「43」欄から「44」欄を控除した残額である法人税額の特別控除額を記載する。

本設例では、69,600,000（「43」欄）－ 0（「44」欄）の計算結果である「69,600,000」を記載する。

- ⑥0 「46」欄から「50」欄には、中小企業向け賃上げ促進税制における前期以前の繰越税額控除額を記載する。

本設例は、大企業向け賃上げ促進税制の設例であるため、記載を要しない。

- ⑥1 「51」欄には、「45」欄と「50」欄を合計した法人税額の特別控除額を記載する。

本設例では、69,600,000（「45」欄）＋ 0（「50」欄）の計算結果である「69,600,000」を記載する。

適用年度に合併があった場合

～大企業に該当する3月決算法人C株式会社（青色申告法人）の  
令和7年3月期の適用～

合併法人C株式会社は、令和6年4月1日に被合併法人c株式会社を適格合併により  
吸収合併した。

I 合併法人C株式会社

(1) 適用年度（令和6年度（令和6年4月1日～令和7年3月  
31日））

|  |                  |
|--|------------------|
| ① 期末現在の資本金の額又は出資金の額                            | 2,000,000,000 円  |
| ② 期末現在の常時使用する従業員の数                             | 2,100 人          |
| ③ 国内雇用者に対する給与等の支給額 <sup>(注1)</sup>             | 10,500,000,000 円 |
| ④ ③の内訳 <sup>(注2)</sup>                         |                  |
| A グループ 1,700 人（2事業年度ともに一般被保険者） <sup>(注2)</sup> | 10,000,000,000 円 |
| うち、前事業年度においてもC株式会社の従業員であった者の金額                 | 8,810,000,000 円  |
| B グループ 360 人（週10時間勤務、一般被保険者以外）                 | 330,000,000 円    |
| C グループ 30 人（令和5年9月に入社）                         | 120,000,000 円    |
| D グループ 10 人（令和6年10月に退職）                        | 50,000,000 円     |
| ⑤ ③の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額                     | 20,000,000 円     |
| ⑥ ⑤のうち、雇用安定助成金額 <sup>(注3)</sup>                | 0 円              |
| ⑦ ⑤のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額            |                  |
| ※ 前事業年度においてもC株式会社の従業員であった者の金額                  | 15,000,000 円     |
| ⑧ ⑦のうち、雇用安定助成金額                                | 0 円              |
| ⑨ 調整前法人税額                                      | 348,000,000 円    |
| ⑩ 教育訓練費の額                                      | 60,000,000 円     |
| ⑪ プラチナくるみん・プラチナえるぼし認定                          | 取得済              |
| ⑫ マルチステークホルダーの適用要件を充足                          |                  |

(注1) 日雇い労働者及び季節労働者等の雇用なし（以下同様）。

(注2) 雇用保険の一般被保険者をいう（以下同様）。

(注3) 役務の提供の対価として支払を受ける金額なし（以下同様）。

**(2) 前事業年度（令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日））**

|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| ① 国内雇用者に対する給与等の支給額                  | 8,920,000,000 円 |
| ② ①の内訳                              |                 |
| A グループ 1,470 人（2事業年度ともに一般被保険者）      | 8,528,000,000 円 |
| B グループ 280 人（週10時間勤務、一般被保険者以外）      | 262,000,000 円   |
| C グループ 20 人（令和5年9月に入社）              | 90,000,000 円    |
| D グループ 5 人（令和6年10月に退職）              | 40,000,000 円    |
| ③ ①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額          | 60,000,000 円    |
| ④ ③のうち、雇用安定助成金額                     | 40,000,000 円    |
| ⑤ ③のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 | 40,000,000 円    |
| ⑥ ⑤のうち、雇用安定助成金額                     | 30,000,000 円    |
| ⑦ 教育訓練費の額                           | 50,000,000 円    |

**II 被合併法人 c 株式会社****◇前事業年度（令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日））**

|                                     |                 |
|-------------------------------------|-----------------|
| ① 国内雇用者に対する給与等の支給額                  | 1,350,000,000 円 |
| ② ①の内訳                              |                 |
| A グループ 230 人（2事業年度ともに一般被保険者）        | 1,222,000,000 円 |
| B グループ 80 人（週10時間勤務、一般被保険者以外）       | 63,000,000 円    |
| C グループ 10 人（令和5年9月に入社）              | 35,000,000 円    |
| D グループ 5 人（令和6年10月に退職）              | 30,000,000 円    |
| ③ ①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額          | 100,000,000 円   |
| ④ ③のうち、雇用安定助成金額                     | 60,000,000 円    |
| ⑤ ③のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 | 90,000,000 円    |
| ⑥ ⑤のうち、雇用安定助成金額                     | 40,000,000 円    |
| ⑦ 教育訓練費の額                           | 5,000,000 円     |

■図表 2-5-7 合併法人 C 株式会社及び被合併法人 c 株式会社の前事業年度の各種金額の合計

(単位：円)

|                                    | 合併法人<br>C株式会社 | 被合併法人<br>c株式会社 | 合 計            |
|------------------------------------|---------------|----------------|----------------|
| ① 国内雇用者給与等支給額                      | 8,920,000,000 | 1,350,000,000  | 10,270,000,000 |
| ①の内訳                               |               |                |                |
| ② Aグループ<br>(一般被保険者)                | 8,528,000,000 | 1,222,000,000  | 9,750,000,000  |
| Bグループ<br>(一般被保険者以外)                | 262,000,000   | 63,000,000     | 325,000,000    |
| Cグループ<br>(中途入社)                    | 90,000,000    | 35,000,000     | 125,000,000    |
| Dグループ<br>(退職者)                     | 40,000,000    | 30,000,000     | 70,000,000     |
| ③ 国内雇用者の給与等に充てるため<br>他の者から支払を受ける金額 | 60,000,000    | 100,000,000    | 160,000,000    |
| ④ ③のうち、雇用安定助成金額                    | 40,000,000    | 60,000,000     | 100,000,000    |
| ⑤ 継続雇用者の給与等に充てるため<br>他の者から支払を受ける金額 | 40,000,000    | 90,000,000     | 130,000,000    |
| ⑥ ⑤のうち、雇用安定助成金額                    | 30,000,000    | 40,000,000     | 70,000,000     |
| ⑦ 教育訓練費の額                          | 50,000,000    | 5,000,000      | 55,000,000     |

■図表 2-5-8 合併法人：C 株式会社

| 例  | 前事業年度（令和5年度）          |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 適用年度（令和6年度）   |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 判定 |   |
|--|-----------------------|-----------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---|---------------------|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|---|
|  | 4月                    | 5月                    | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 4月  | 5月                  | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |   |
| <b>継続雇用者に該当する者の例</b>                                   |                       |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |   |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |   |
| <b>○ 2事業年度ともに雇用保険の一般被保険者に該当する者</b>                     |                       |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |   |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |   |
| 2事業年度ともに<br>一般被保険者<br>Aグループ1,700人                      | 一般被保険者 8,528,000,000円 |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 一般被保険者 10,000,000,000円<br>※前年度からの従業員 8,810,000,000円 |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ○  |   |
| <b>継続雇用者に該当しない者の例（前事業年度又は適用年度中のいずれかの月において以下に該当する者）</b> |                       |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |   |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |   |
| <b>○ 雇用保険の一般被保険者でなかった者</b>                             |                       |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |   |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |   |
| 週10時間勤務<br>Bグループ360人                                   | 一般被保険者以外 262,000,000円 |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 一般被保険者以外 330,000,000円                               |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ×  |   |
| <b>○ 年度の途中で、新たに採用された者又は退職した者</b>                       |                       |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |   |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |   |
| 令和5年9月に入社<br>Cグループ30人                                  | 入社前                   | 一般被保険者<br>90,000,000円 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |   | 一般被保険者 120,000,000円 |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    | × |
| 令和6年10月に退職<br>Dグループ10人                                 | 一般被保険者 40,000,000円    |                       |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 一般被保険者<br>50,000,000円                               |                     |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 退職 | × |

■図表2-5-9 被合併会社：c株式会社

| 例  | 前事業年度（令和5年度）          |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    |    | 判定 |
|--|-----------------------|----|----|----|-----------------------|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|  | 4月                    | 5月 | 6月 | 7月 | 8月                    | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |
| <b>継続雇用者に該当する者の例</b>                                   |                       |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 2事業年度ともに雇用保険の一般被保険者に該当する者</b>                     |                       |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 2事業年度ともに一般被保険者<br>Aグループ 230人                           | 一般被保険者 1,222,000,000円 |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    | ○  |    |
| <b>継続雇用者に該当しない者の例（前事業年度又は適用年度中のいずれかの月において以下に該当する者）</b> |                       |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 雇用保険の一般被保険者でなかった者</b>                             |                       |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 週10時間勤務<br>Bグループ 80人                                   | 一般被保険者以外 63,000,000円  |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    | ×  |    |
| <b>○ 年度の途中で、新たに採用された者又は退職した者</b>                       |                       |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和5年9月に入社<br>Cグループ 10人                                 | 入社前                   |    |    |    | 一般被保険者<br>35,000,000円 |    |     |     |     |    |    |    | ×  |
| 令和6年10月に退職<br>Dグループ 5人                                 | 一般被保険者 30,000,000円    |    |    |    |                       |    |     |     |     |    |    | ×  |    |

給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書

事業年度 6・4・1  
7・3・31 法人名 C株式会社

別表六(二十四)表一 令六・四・一以後終了事業年度分

| 雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算                             |                                 |                                 |  |  |
|---|---------------------------------|---------------------------------|--|--|
| 国内雇用者に対する給与等の支給額<br>1                                 | (1)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額<br>2 | (2)のうち雇用安定助成金額<br>3             | 雇用者給与等支給額<br>(1)-(2)+(3)<br>(マイナスの場合は0)<br>4 | 調整雇用者給与等支給額<br>(1)-(2)<br>(マイナスの場合は0)<br>5 |
| ① 10,500,000,000円                                     | ② 20,000,000円                   | ③                               | ④ 10,480,000,000円                            | ⑤ 10,480,000,000円                          |
| 比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算                         |                                 |                                 |  |  |
| 前事業年度<br>6  | 国内雇用者に対する給与等の支給額<br>7           | (7)の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額<br>8 | (8)のうち雇用安定助成金額<br>9                          | 適用年度の月数<br>(6)の前事業年度の月数<br>10              |
| ⑥ 令5・4・1<br>令6・3・31                                   | ⑦ 10,270,000,000円               | ⑧ 160,000,000円                  | ⑨ 100,000,000円                               | ⑩ 12<br>12                                 |
| 比較雇用者給与等支給額<br>(7)-(8)+(9)×(10)<br>(マイナスの場合は0)<br>11  |                                 |                                 | ⑪ 10,210,000,000円                            |  |
| 調整比較雇用者給与等支給額<br>(7)-(8)×(10)<br>(マイナスの場合は0)<br>12    |                                 |                                 | ⑫ 10,110,000,000円                            |  |
| 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算                         |                                 |                                 |  |  |
| 事業年度等<br>13   | 継続雇用者給与等支給額の計算<br>適用年度<br>①     |                                 | 継続雇用者比較給与等支給額の計算<br>前事業年度<br>②               |  |
|   | ⑬ 8,810,000,000円                |                                 | ⑭ 8,528,000,000円                             |  |
| 継続雇用者に対する給与等の支給額<br>14                                | ⑮ 15,000,000                    | ⑯ 40,000,000                    | ⑰  |  |
| 同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額<br>15                       | ⑱                               | ⑲ 30,000,000                    | ⑳  |  |
| 同上のうち雇用安定助成金額<br>16                                   | ⑳                               | ㉑ 8,795,000,000                 | ㉒ 8,518,000,000                              |  |
| 差引<br>(14)-(15)+(16)<br>適用年度の月数<br>(13)の③の月数<br>17    | ㉓                               | ㉔                               | ㉕  |  |
| 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額<br>(17)又は((17)×(18))<br>18 | ㉖                               | ㉗                               | ㉘  |  |
| 比較教育訓練費の額の計算  |                                 |                                 |  |  |
| 事業年度<br>20  | 教育訓練費の額<br>21                   | 適用年度の月数<br>(20)の事業年度の月数<br>22   | 改定教育訓練費の額<br>(21)×(22)<br>23                 |  |
| ⑳ 令5・4・1<br>令6・3・31                                   | ㉑ 55,000,000円                   | ㉒ 12<br>12                      | ㉓ 55,000,000円                                |  |
| 計   |                                 |                                 | 55,000,000                                   |  |
| 比較教育訓練費の額<br>(23の計)÷(調整対象年度数)<br>24                   |                                 |                                 | ㉔ 55,000,000                                 |  |
| 翌期繰越税額控除限度超過額の計算                                      |                                 |                                 |  |  |
| 事業年度  | 前期繰越額又は当期税額控除限度額<br>25          | 当期控除可能額<br>26                   | 翌期繰越額<br>(25)-(26)<br>27                     |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| ・   |                                 |                                 | 外  |  |
| 計   |                                 | 別表六(二十四)「48」                    |  |  |
| 当期分   | 別表六(二十四)「40」                    | 別表六(二十四)「43」                    | 外  |  |
| 合計  |                                 |                                 |  |  |

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

|      |                 |     |       |
|------|-----------------|-----|-------|
| 事業年度 | 6・4・1<br>7・3・31 | 法人名 | C株式会社 |
|------|-----------------|-----|-------|

別表六(二十四)

令六・四・一以後終了事業年度分

|   |  |  |  |                            |   |                            |    |                         |
|---|--|--|--|----------------------------|---|----------------------------|----|-------------------------|
| 期末現在の資本金の額又は出資金の額                               |  | 1  | 2,000,000,000 <sup>円</sup>   | 適用可否                       | 3   | 可                          |    |                         |
| 期末現在の常時使用する従業員の数                                |  | 2  | 2,100人   |                            |   |                            |    |                         |
| 法人税額の特別控除額の計算                                   |  |  |  |                            |   |                            |    |                         |
| 給与等の支給額   | 雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「4」)                | 4  | 29 10,480,000,000 <sup>円</sup>   | 令和6年度の適用開始する事業年度の計算場合同期前繰越 | (14) $\geq 4\%$ の場合<br>(0.05、0.1又は0.15)   | 29                         | 47 |                         |
|   | 比較雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「11」)             | 5  | 30 10,210,000,000  |                            | (18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合<br>0.05    | 30                         | 48 |                         |
|   | 雇用者給与等支給増加額<br>(4) - (5)<br>(マイナスの場合は0)      | 6  | 31 270,000,000   |                            | プラチナくるみん又はプラチナえる<br>ぼしを取得している場合<br>0.05   | 31                         | 49 | 0.05                    |
|   | 雇用者給与等支給増加割合<br>(6)<br>(5)                   | 7  | 32 0.026   |                            | 税額控除限度額<br>(22) $\times (0.1 + (29) + (30) + (31))$<br>(14) < 0.03の場合は0)        | 32                         | 50 | 40,500,000 <sup>円</sup> |
|   | 調整雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「5」)              | 8  | 33 10,480,000,000 <sup>円</sup>   |                            | (14) $\geq 4\%$ の場合<br>0.15   | 33                         |    |                         |
|   | 調整比較雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「12」)           | 9  | 34 10,110,000,000  |                            | (18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合<br>0.05    | 34                         |    |                         |
|   | 調整雇用者給与等支給増加額<br>(8) - (9)<br>(マイナスの場合は0)    | 10   | 35 370,000,000   |                            | プラチナくるみん又はえるぼし3段階<br>目以上を取得している場合<br>0.05                                       | 35                         |    |                         |
|   | 継続雇用者給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「19の①」)           | 11   | 36 8,795,000,000   |                            | 特定税額控除限度額<br>(22) $\times (0.1 + (33) + (34) + (35))$<br>(14) < 0.03の場合は0)      | 36                         |    |                         |
|   | 継続雇用者比較給与等支給額<br>(別表六(二十四)付表一「19の②」又は「19の③」) | 12   | 37 8,518,000,000   |                            | (7) $\geq 2.5\%$ の場合<br>0.15  | 37                         |    |                         |
|   | 継続雇用者給与等支給増加額<br>(11) - (12)<br>(マイナスの場合は0)  | 13   | 38 277,000,000   |                            | (18) $\geq 5\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>で、かつ、(19) $\geq 0.05\%$ の場合<br>0.1      | 38                         |    |                         |
|   | 継続雇用者給与等支給増加割合<br>(13)<br>(12)               | 14   | 39 0.03  |                            | くるみん又はえるぼし2段階目以上<br>を取得している場合<br>0.05   | 39                         |    |                         |
|   | 継続雇用者給与等支給増加割合の計算<br>(12) = 0の場合は0)          | 14   | 39 0.03  |                            | 中小企業者等税額控除限度額<br>(22) $\times (0.15 + (37) + (38) + (39))$<br>(7) < 0.015の場合は0) | 40                         |    |                         |
|   | 教育訓練費の額                                      | 15   | 40 60,000,000 <sup>円</sup>   |                            | 調整前法人税額<br>(別表一「2」又は別表一の二「2」若しくは「13」)   | 41                         | 51 | 348,000,000             |
|   | 比較教育訓練費の額<br>(別表六(二十四)付表一「24」)               | 16   | 41 55,000,000  |                            | 当期税額基準額<br>(41) $\times \frac{20}{100}$   | 42                         | 52 | 69,600,000              |
| 教育訓練費増加額<br>(15) - (16)<br>(マイナスの場合は0)          | 17   | 42 5,000,000   | 当期税額控除可能額<br>(25)、(28)、(32)、(36)又は(40)と(42)の<br>うち少ない金額)                 | 43                         | 53  | 40,500,000                 |    |                         |
| 教育訓練費増加割合<br>(17)<br>(16)                       | 18   | 43 0.09  | 調整前法人税額超過構成額<br>(別表六(六)「8の⑧」)  | 44                         |   |                            |    |                         |
| 教育訓練費増加割合の計算<br>(16) = 0の場合は0)                  | 18   | 43 0.09  | 当期税額控除額<br>(43) - (44)   | 45                         | 54  | 40,500,000                 |    |                         |
| 雇用者給与等支給額比較教育訓練費割合<br>(15)<br>(4)               | 19   | 44 0.0057  | 差引当期税額基準額残額<br>(42) - (43)   | 46                         |   |                            |    |                         |
| 控除対象雇用者給与等支給増加額<br>(6)と(10)のうち少ない金額)            | 20   | 45 270,000,000 <sup>円</sup>  | 繰越税額控除限度超過額<br>(別表六(二十四)付表一「25の計」)                                       | 47                         |   |                            |    |                         |
| 雇用者給与等支給増加重複控除額<br>(別表六(二十四)付表二「12」)            | 21   |  | 同上のうち当期繰越税額控除可能額<br>(46)と(47)のうち少ない金額)<br>(4) $\leq 5\%$ 又は(5) = 0の場合は0) | 48                         |   |                            |    |                         |
| 差引控除対象雇用者給与等支給増加額<br>(20) - (21)<br>(マイナスの場合は0) | 22   | 46 270,000,000   | 調整前法人税額超過構成額<br>(別表六(六)「8の⑧」)  | 49                         |   |                            |    |                         |
| 税額控除限度額の計算                                      | 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合                   | 23   | (14) $\geq 4\%$ の場合<br>0.1   | 当期繰越税額控除額<br>(48) - (49)   | 50  |                            |    |                         |
|   | 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合                   | 24   | (18) $\geq 20\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>0.05                            | 法人税額の特別控除額<br>(45) + (50)  | 51  | 55 40,500,000 <sup>円</sup> |    |                         |
|   | 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合                   | 25   | 税額控除限度額<br>(22) $\times (0.15 + (23) + (24))$<br>(14) < 0.03の場合は0)       |                            |   |                            |    |                         |
|   | 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合                   | 26   | (7) $\geq 2.5\%$ の場合<br>0.15   |                            |   |                            |    |                         |
| 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合                      | 27   | (18) $\geq 10\%$ 又は(15) = (17) > 0の場合<br>0.1                             |  |                            |   |                            |    |                         |
| 令和6年3月31日以前に開始した事業年度の適用の場合                      | 28   | 中小企業者等税額控除限度額<br>(22) $\times (0.15 + (26) + (27))$<br>(7) < 0.015の場合は0) |  |                            |   |                            |    |                         |

## 設例 3

### ❖別表六（二十四）、別表六（二十四）付表一 記載の順序

別表六（二十四）（以下「本別表」という）の作成に当たっては、本別表付表一（以下「付表一」という）を作成した上で、付表一で計算した金額をもとに本別表を作成するという手順で行う。

まず、付表一では、大企業向け及び中堅企業向け並びに中小企業向け賃上げ促進税制（以下「本税制」という）の適用の要件判定及び税額控除限度額など計算基礎となる金額を計算する。次に、本別表では、本税制の適用可否を判定するとともに、付表一で算出した金額をもとに本税制の適用要件を判定し、税額控除限度額などを計算し税額控除額を計算する。

付表一では「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「1」欄から「5」欄の各欄）、「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「6」欄から「12」欄の各欄）を記載する。大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制を適用する場合は「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」（「13」欄から「19」欄の各欄）を計算し記載する。教育訓練費に係る上乗せ措置の適用がある場合は「比較教育訓練費の額の計算」（「20」欄から「24」欄の各欄）を記載する。

本別表では、まず「期末現在の資本金又は出資金の額」、「期末現在の常時使用する従業員の数」、「適用可否」（「1」欄から「3」欄の各欄）を記載する。次に、付表一で算出した金額をもとに「法人税額の特別控除額の計算」（「4」欄から「51」欄の各欄）を記載する。

なお、合併・分割した場合であっても、適用要件を満たせば本税制を適用することができる。ただし、組織再編の種類に応じて一定の調整計算を行う必要がある。

本設例のように合併の場合は、比較雇用者給与等支給額・継続雇用者比較給与支給額の計算において、適用年度の合併によって増加した被合併法人に係る給与等の支給額に相当する分を加算調整する。

#### 【別表六（二十四）付表一】

#### ❖「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」（「1」欄から「5」欄の各欄）の記載

「1」欄から「5」欄では、「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、適用年度に係る各種金額を記載する。

- ① 「1」欄には、適用年度に損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。役員、使用人兼務役員及び役員の特権関係者は、国内雇用者の範囲から除かれる。また、給与等の範囲について、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無についても確認する必要がある（以下⑦、⑬、⑰において同様）。

本設例では「10,500,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

- ② 「2」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「20,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2（補填額の範囲）

- ③ 「3」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における国内雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

（参考通達）措通42の12の5-2の2（雇用安定助成金額の範囲）

- ④ 「4」欄には、「1」欄－「2」欄＋「3」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「4」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,500,000,000（「1」欄）－20,000,000（「2」欄）＋0（「3」欄）の計算結果である「10,480,000,000」を記載する。

- ⑤ 「5」欄には、「1」欄－「2」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「8」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記④とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、10,500,000,000（「1」欄）－20,000,000（「2」欄）の計算結果である「10,480,000,000」を記載する。

## ❖ 「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「6」欄から「12」欄の各欄）の記載

「6」欄から「12」欄では「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、前事業年度に係る各種金額等を記載する。

本設例では、合併法人C株式会社の各種金額に被合併法人c株式会社の各種金額を加算調整して比較雇用者給与等支給額を計算する。

- ⑥ 「6」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑦ 「7」欄には、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。

本設例では、合併法人C株式会社と被合併法人c株式会社の合計額「10,270,000,000」を記載する（上記①参照）。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

- ⑧ 「8」欄には、前事業年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では、合併法人C株式会社と被合併法人c株式会社の合計額「160,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2（補填額の範囲）

- ⑨ 「9」欄には、国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、合併法人C株式会社と被合併法人c株式会社の合計額「100,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-2の2（雇用安定助成金額の範囲）

- ⑩ 「10」欄は、分子に適用年度の月数を、分母に「6」欄に記載した前事業年度の月数をそれぞれ記載する。

本設例では、分子に適用年度の月数「12」、分母に前事業年度の月数「12」を記載する。

- ⑪ 「11」欄には、（「7」欄－「8」欄＋「9」欄）×「10」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「5」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、〔10,270,000,000（「7」欄）－160,000,000（「8」欄）＋100,000,000（「9」欄）〕×12/12（「10」欄）の計算結果である「10,210,000,000」を記載する。

- ⑫ 「12」欄には、（「7」欄－「8」欄）×「10」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、本別表「9」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑪とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、〔10,270,000,000（「7」欄）－160,000,000（「8」欄）〕×12/12（「10」欄）の計算結果である「10,110,000,000」を記載する。

## ❖ 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」（「13」欄から「19」欄の各欄）の記載

「13」欄から「19」欄では、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定の基礎となる「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を記載する。なお、中小企業者が中小企業向け賃上げ促進税制を適用する場合は、本各欄は使用しない。

ここでは雇用安定助成金額（「16」欄）は、継続雇用者給与等支給額から控除せずに計算する。これは、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定をする際、継続雇用者給与等支給額の原資が、雇用安定助成金から法人の自己資金に変わったことのみで、継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも増加したとして要件判定をすることが、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の趣旨にそぐわないためである（例えば、前事業年度は雇用安定助成金を受けているが、適用年度は受けていない場合に、雇用安定助成金を控除すると継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の適用が可能となる不合理が生じる可能性がある）。

一方、税額控除限度額の対象となる「控除対象雇用者給与等支給増加額」（本別表「20」欄）の計算では、雇用安定助成金額は控除して税額控除額の対象から除外して計算する。

本設例では、合併法人C株式会社の各種金額に被合併法人c株式会社の各種金額を加算調整して継続雇用者比較給与等支給額を計算する。

⑬ 「14の①」欄には、適用年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記①参照）。

継続雇用者の判定については、被合併法人から合併法人に従業員が引き継がれている場合に、その従業員が被合併法人の国内雇用者である期間についても、合併法人の国内雇用者である期間とみなすといった調整計算は行われない。

したがって、本設例では、合併法人C株式会社の前事業年度からの従業員に係る金額である「8,810,000,000」を記載する。

（参考通達）措通42の12の5-1の4（給与等の範囲）、42の12の5-3（出向先法人が支出する給与負担金）、42の12の5-4（資産の取得価額に算入された給与等）

⑭ 「15の①」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では、上記⑬のとおり、合併法人C株式会社の前事業年度からの従業員に係る金額である「15,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-2(補填額の範囲)

- ⑮ 「16の①」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における継続雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

(参考通達) 措通42の12の5-2の2(雇用安定助成金額の範囲)

- ⑯ 「17の①」欄には、「14の①」欄-「15の①」欄+「16の①」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、8,810,000,000 (「14の①」欄) - 15,000,000 (「15の①」欄) + 0 (「16の①」欄) の計算結果である「8,795,000,000」を記載する。

- ⑰ 「19の①」欄には、「17の①」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、本別表「11」欄に転記する。

本設例では「8,795,000,000」を記載する。

- ⑱ 「13の②」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、継続雇用者比較給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが(設例2参照)、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑲ 「14の②」欄には、前事業年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する(上記①参照)。

継続雇用者の判定については、被合併法人から合併法人に従業員が引き継がれている場合に、その従業員が被合併法人の国内雇用者である期間についても、合併法人の国内雇用者である期間とみなすといった調整計算は行われぬ。

したがって、本設例では、合併法人C株式会社の従業員に係る金額である「8528,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-1の4(給与等の範囲)、42の12の5-3(出向先法人が支出する給与負担金)、42の12の5-4(資産の取得価額に算入された給与等)

- ⑳ 「15の②」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する(他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する)。

本設例では、上記⑲のとおり、合併法人C株式会社の従業員に係る金額である「40,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-2(補填額の範囲)

- ②1 「16の②」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、上記①9のとおり、合併法人C株式会社の従業員に係る金額である「30,000,000」を記載する。

(参考通達) 措通42の12の5-2の2(雇用安定助成金額の範囲)

- ②2 「17の②」欄には、「14の②」欄-「15の②」欄+「16の②」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、8,528,000,000（「14の②」欄）- 40,000,000（「15の②」欄）+ 30,000,000（「16の②」欄）の計算結果である「8,518,000,000」を記載する。

- ②3 「19の②」欄には、「17の②」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、本別表「12」欄に転記する。

本設例では「8,518,000,000」を記載する。

## ❖ 「比較教育訓練費の額の計算」（「20」欄から「24」欄の各欄）の記載

「20」欄から「24」欄では、教育訓練費の上乗せ措置の要件判定の基礎となる「比較教育訓練費の額」を計算する。具体的には、適用年度開始の日1年以内に開始した各事業年度等である調整対象年度に係る各種金額等を記載する。

- ②4 「20」欄には、調整対象年度を記載する。

本設例では、前事業年度となるため、上段に「令5・4・1」下段に「令6・3・31」を記載する。

- ②5 「21」欄には、調整対象年度の「教育訓練費の額」を記載する。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額（補助金等）がある場合は、その金額を控除した金額を記載する。また、教育訓練費の額は、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無を確認する必要がある。

本設例では、前事業年度の教育訓練費について、合併法人C株式会社の金額に被合併法人c株式会社の金額を加算調整した金額である「55,000,000」を記載する。

- ②6 「22」欄には、分子に適用年度の月数、分母に「20」欄に記載した事業年度等の月数を記載する。

本設例では、分子分母のいずれも「12」を記載する。

- ②7 「23」欄には、「21」欄×「22」欄で計算した金額である「改定教育訓練費の額」を記

載する。

本設例では 55,000,000 (「21」欄) × 12/12 (「22」欄) の計算結果である「55,000,000」を記載する。

- ㉔ 「24」欄には、「23」欄の合計額を調整対象年度の数で除した金額である「比較教育訓練費の額」を記載する。ここで計算した金額は、本別表「16」欄に転記する。

比較教育訓練費の計算の対象となる事業年度は、適用年度開始の日1年以内に開始した各事業年度となる。そのため、その各事業年度が適用年度の期間に満たない場合は、比較教育訓練費の額に適用年度の月数を乗じて各事業年度の月数で除すことにより比較教育訓練費を調整することとなる。

本設例では、55,000,000 (「23」欄合計) ÷ 1 の計算結果である「55,000,000」を記載する。

## 【別表六 (二十四)】

### ❖ 「1」欄から「3」欄の各欄の記載

「1」欄から「3」欄では、本税制の適用可否の判定を行う。本別表は、大企業向け又は中堅企業向け若しくは中小企業向け賃上げ促進税制のいずれの税制にも対応していることから、ここでの判定結果により、大企業向け又は中堅企業向け若しくは中小企業向け賃上げ促進税制のいずれかの税額控除限度額の計算を行うこととなる。

### ❖ 「4」欄から「7」欄の各欄の記載

「4」欄から「7」欄では、付表一「4」欄及び「11」欄で計算した金額を転記して「雇用者給与等支給増加割合」を計算する。

ここで計算する雇用者給与等支給増加割合は、中小企業向け賃上げ促進税制の要件判定では使用するが、大企業向け及び中堅企業向け賃上げ促進税制の要件判定では使用しない。

- ㉙ 「4」欄には、付表一「4」欄の金額から雇用者給与等支給額を転記する。

本設例では「10,480,000,000」を記載する。

- ㉚ 「5」欄には、付表一「11」欄から比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,210,000,000」を記載する。

- ㉛ 「6」欄には、「4」欄から「5」欄を控除した残額である雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,480,000,000 (「4」欄) - 10,210,000,000 (「5」欄) の計算結果である「270,000,000」を記載する。

- ㉜ 「7」欄には、「6」欄を「5」欄で除した割合である雇用者給与等支給増加割合を記載

する。なお、「5」欄に記載された金額が0の場合は、0を記載する。

本設例では、270,000,000（「6」欄）÷ 10,210,000,000（「5」欄）の計算結果は「0.026444…」となるため、小数点以下第3位までとなる「0.026」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、雇員者給与等増加割合は「0.015以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第3位までの数値を表示している。

### ❖ 「調整雇員者給与等支給増加額の計算」（「8」欄から「10」欄の各欄）の記載

「8」欄から「10」欄では、付表一「5」欄及び「12」欄で計算した金額を転記して「調整雇員者給与等支給増加額」を計算する。

ここで計算する調整雇員者給与等支給増加額は、雇用安定助成金額を含めて他の者から支払を受けた金額を控除した雇員者給与等支給額であり、税額控除限度額の計算の対象となる控除対象雇員者給与等支給増加額の計算に使用する。

- ③③ 「8」欄には、付表一「5」欄から調整雇員者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,480,000,000」を記載する。

- ③④ 「9」欄には、付表一「12」欄から調整比較雇員者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,110,000,000」を記載する。

- ③⑤ 「10」欄には、「8」欄から「9」欄を控除した残額である調整雇員者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,480,000,000（「8」欄）－ 10,110,000,000（「9」欄）の計算結果である「370,000,000」を記載する。

### ❖ 「継続雇員者給与等支給増加割合の計算」（「11」欄から「14」欄の各欄）の記載

「11」欄から「14」欄では、付表一「19の①・②」欄で計算した金額を転記して「継続雇員者給与等支給増加割合」を計算する。

- ③⑥ 「11」欄には、付表一「19の①」欄から継続雇員者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「8,795,000,000」を記載する。

- ③⑦ 「12」欄には、付表一「19の②」欄から継続雇員者比較給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「8,518,000,000」を記載する。

- ③⑧ 「13」欄には、「11」欄から「12」欄を控除した残額である継続雇員者給与等支給増加

額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、8,795,000,000（「11」欄）－8,518,000,000（「12」欄）の計算結果である「277,000,000」を記載する。

- ③9 「14」欄には、「13」欄を「12」欄で除した割合である継続雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「12」欄に記載された金額が0の場合は、0を記載する。本欄が3%（0.03）未満の場合は、大企業向け賃上げ促進税制の適用はない（「32」欄には0を記載する）。

本設例では、次の計算式のとおり「0.032519…」となるため、小数点以下第2位までとなる「0.03」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、継続雇用者給与等増加割合は「0.03以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

|                 |                   |                     |                  |
|-----------------|-------------------|---------------------|------------------|
| (「11 欄」)        | (「12 欄」)          | (「13 欄」)            |                  |
| 8,795,000,000 円 | － 8,518,000,000 円 | ( = 277,000,000 円 ) |                  |
| -----           |                   |                     | ÷ 0.032519… ≥ 3% |
|                 | (「12 欄」)          |                     |                  |
|                 | 8,518,000,000 円   |                     |                  |

## ❖ 「教育訓練費増加割合の計算」（「15」欄から「19」欄の各欄）の記載

「15」欄から「19」欄では、「教育訓練費増加割合」及び「雇用者給与等支給額比教育訓練費割合」を計算する。

教育訓練費については、算出の根拠となる明細を記載した書類を作成し、企業等で保存する必要があるが、明細を記載した書類を確定申告書等に添付する必要はない。

- ④0 「15」欄は、適用年度の教育訓練費の額を記載する。

教育訓練費の額は、その教育訓練費に充てるため他の者から支払を受ける金額（補助金等）がある場合は、その金額を控除した金額を記載する。また、教育訓練費の額は、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無を確認する必要がある。

本設例では、「60,000,000」を記載する。

- ④1 「16」欄には、付表一「24」欄から比較教育訓練費の額の金額を転記する。

本設例では「55,000,000」を記載する。

- ④2 「17」欄は、「15」欄から「16」欄の金額を控除した残額である教育訓練費増加額を記

載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、60,000,000（「15」欄）－ 55,000,000（「16」欄）の計算結果である「5,000,000」を記載する。

- ④③ 「18」欄は、「17」欄を「16」欄で除した割合を記載する。なお、「16」欄に0を記載した場合は、本欄の記載も0となる。本欄が10%（0.10）以上又は本欄が0であっても、「15」欄が「17」欄と同額で、0よりも大きい場合は、雇用者給与等支給額比教育訓練費割合が0.05%以上（下記④④参照）である限り、5%の税額控除率の上乗せ措置を適用することができる。

本設例では、次の計算式のとおり「0.090909…」となり、本欄には小数点以下第2位までとなる「0.09」までを記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、教育訓練費増加割合は「0.10以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

$$\frac{\begin{array}{ccc} \text{〔15 欄〕} & \text{〔16 欄〕} & \text{〔17 欄〕} \\ 60,000,000 \text{ 円} - 55,000,000 \text{ 円} & (= 5,000,000 \text{ 円}) & \end{array}}{\begin{array}{c} \text{〔16 欄〕} \\ 55,000,000 \text{ 円} \end{array}} \div 0.090909 \dots \leq 10\%$$

- ④④ 「19」欄には、「15」欄を「4」欄で除した割合である「雇用者給与等支給額比教育訓練費割合」を記載する。

本設例では、60,000,000（「15」欄）÷ 10,480,000,000（「4」欄）の計算結果は「0.005725…」となるため、小数点以下第4位までとなる「0.0057」を記載する。

なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、雇用者給与等支給額比教育訓練費割合は「0.0005以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第4位までの数値を表示している。

## ❖ 「20」欄から「22」欄の各欄の記載

「20」欄から「22」欄では、本税制の税額控除限度額の計算基礎となる金額を計算する。

- ④⑤ 「20」欄には、「6」欄と「10」欄のうち、少ない金額である控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。

本設例では、270,000,000（「6」欄）と 370,000,000（「10」欄）のうち、少ない金額で

ある「270,000,000」を記載する。

- ④6 「22」欄には、「20」欄から「21」欄を控除した残額である差引控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、270,000,000（「20」欄）－0（「21」欄）の計算結果である「270,000,000」を記載する。

## ❖ 「税額控除限度額の計算（第1項適用の場合）」（「29」欄から「32」欄の各欄）の記載

大企業向け賃上げ促進税制の適用がある場合は、「29」欄から「32」欄で「税額控除限度額」を計算する。上乗せ措置の適用がある場合は、「29」欄及び「30」欄並びに「31」欄の各欄に上乗せ措置に係る税額控除率を記載し、「32」欄に通常の税額控除率に上乗せ措置に係る税額控除率を加算した税額控除率を、差引控除対象雇用者給与等支給増加額（「22」欄）に乗じて税額控除限度額を計算する。

- ④7 「29」欄には、継続雇用者給与等支給増加割合（「14」欄）が4%（0.04）、5%（0.05）、7%（0.07）以上の場合、それぞれ5%、10%、15%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため、それに応じて「0.05」、「0.10」、「0.15」を記載する。

本設例では、継続雇用者給与等支給増加割合が「0.03」（「14」欄）で上乗せ措置の適用要件を満たしていないため、記載を要しない。

- ④8 「30」欄には、教育訓練費増加割合（「18」欄）が10%（0.10）以上等かつ雇用者給与等支給額比教育訓練費割合（「19」欄）が0.05%（0.0005）以上の場合、5%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため「0.05」を記載する。

本設例では、教育訓練費増加割合が「0.09」（「18」欄）で上乗せ措置の適用要件を満たしていないため、記載を要しない。

- ④9 「31」欄には、大企業が適用年度終了の日においてプラチナくるみん認定又はプラチナえるぼし認定を取得している場合、5%の税額控除率の上乗せ措置の適用があるため「0.05」を記載する。

本設例では、プラチナくるみん・プラチナえるぼし認定を取得済で上乗せ措置の適用要件を満たしているため、「0.05」を記載する。

- ⑤0 「32」欄には、「22」欄の金額に通常の税額控除割合である「0.10」に「29」欄及び「30」欄並びに「31」欄で記載した上乗せ措置の税額控除割合を加算した割合を乗じて計算した金額である税額控除限度額を記載する。なお、「14」欄に記載された割合が3%（0.03）未満の場合は、大企業向け賃上げ促進税制の適用がないため、0を記載する。

本設例では、次の計算式のとおり「40,500,000」を記載する。

$$270,000,000 \text{ 円 (「22」欄)} \times 15\%^{**} = 40,500,000 \text{ 円}$$

$$** 0.10 + 0.05 \text{ (「31」欄)} = 0.15 \text{ (15\%)}$$

### ❖ 「41」欄から「51」欄の各欄の記載

「41」欄及び「42」欄では、「調整前法人税額及び当期税額基準額」を計算する。その上で、「43」欄から「51」欄では、「当期税額控除可能額」等を計算し、「法人税額の特別控除額」を計算する。

- ⑤1 「41」欄には、適用年度の法人税額として、別表一「2」欄又は別表一の二「2」欄若しくは「13」欄から調整前法人税額の金額を転記する。

本設例では「348,000,000」を記載する。

- ⑤2 「42」欄には、「41」欄である調整前法人税額の高額に20%（100分の20）を乗じた金額である当期税額基準額を記載する。

本設例では、348,000,000（「41」欄）×20%の計算結果である「69,600,000」を記載する。

- ⑤3 「43」欄には、「32」欄と「42」欄のうち、少ない金額である当期税額控除可能額を記載する。つまり、税額控除額は「42」欄で計算した法人税額の20%が上限となる。

本設例では、40,500,000（「32」欄）と69,600,000（「42」欄）のうち、少ない金額である「40,500,000」を記載する。

- ⑤4 「45」欄には、「43」欄から「44」欄を控除した残額である法人税額の特別控除額を記載する。

本設例では、40,500,000（「43」欄）－0（「44」欄）の計算結果である「40,500,000」を記載する。

- ⑤5 「51」欄には、「45」欄と「50」欄を合計した法人税額の特別控除額を記載する。

本設例では、40,500,000（「45」欄）＋0（「50」欄）の計算結果である「40,500,000」を記載する。

設例 1 における外形標準課税付加価値額の計算

(1) 適用年度（令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日））

|   |                         |
|---|-------------------------|
| ① 期末現在の資本金の額又は出資金の額                             | 2,000,000,000 円         |
| ② 期末現在の常時使用する従業員の数                              | 2,100 人                 |
| ③ 国内雇用者に対する給与等の支給額 <sup>(注1)</sup>              | <u>10,479,000,000 円</u> |
| ④ ③の内訳 <sup>(注2)</sup>                          |                         |
| A グループ 1,650 人（2 事業年度ともに一般被保険者） <sup>(注2)</sup> | 10,000,000,000 円        |
| B グループ 400 人（週 10 時間勤務、一般被保険者以外）                | 270,000,000 円           |
| C グループ 5 人（定年を迎え令和 6 年度から継続雇用制度対象者）             | 20,000,000 円            |
| D グループ 30 人（令和 5 年 9 月に入社）                      | 120,000,000 円           |
| E グループ 10 人（令和 6 年 10 月に退職）                     | 50,000,000 円            |
| F グループ 3 人（令和 5 年 10 月から令和 6 年 2 月まで休職、手当支給なし）  | 15,000,000 円            |
| G グループ 2 人（令和 6 年 7 月より役員）                      | <u>4,000,000 円</u>      |
| ⑤ ③の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額                      | 20,000,000 円            |
| ⑥ ⑤のうち、雇用安定助成金額 <sup>(注3)</sup>                 | 0 円                     |
| ⑦ ⑤のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額             | 15,000,000 円            |
| ⑧ ⑦のうち、雇用安定助成金額                                 | 0 円                     |
| ⑨ 報酬給与額   | 10,800,000,000 円        |
| ⑩ 雇用安定控除額                                       | 3,240,000,000 円         |
| ⑪ マルチステークホルダーの適用要件を充足                           |                         |

(注 1) 日雇い労働者及び季節労働者等の雇用なし（以下同様）。

(注 2) 雇用保険の一般被保険者をいう（以下同様）。

(注 3) 役務の提供の対価として支払を受ける金額なし（以下同様）。

(2) 前事業年度（令和 5 年度（令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日））

|                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ① 国内雇用者に対する給与等の支給額 | 10,000,000,000 円 |
|--------------------|------------------|

## ② ①の内訳

|       |                                   |                |
|-------|-----------------------------------|----------------|
| Aグループ | 1,650人（2事業年度ともに一般被保険者）            | 9,527,000,000円 |
| Bグループ | 400人（週10時間勤務、一般被保険者以外）            | 260,000,000円   |
| Cグループ | 5人（定年を迎え令和6年度から継続雇用制度対象者）         | 43,000,000円    |
| Dグループ | 30人（令和5年9月に入社）                    | 60,000,000円    |
| Eグループ | 10人（令和6年10月に退職）                   | 85,000,000円    |
| Fグループ | 3人（令和5年10月から令和6年2月まで休職、手当支給なし）    | 9,000,000円     |
| Gグループ | 2人（令和6年7月より役員）                    | 16,000,000円    |
| ③     | ①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額          | 90,000,000円    |
| ④     | ③のうち、雇用安定助成金額                     | 70,000,000円    |
| ⑤     | ③のうち、継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 | 60,000,000円    |
| ⑥     | ⑤のうち、雇用安定助成金額                     | 40,000,000円    |

■図表 2 - 5 - 10

| 例  | 前事業年度（令和 5 年度）                  |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       | 適用年度（令和 6 年度）            |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | 判定 |
|--|---------------------------------|-----------------------|----|----|---------------|----|-----|-----|--------|--------------------|----|-----------------------|--------------------------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
|  | 4月                              | 5月                    | 6月 | 7月 | 8月            | 9月 | 10月 | 11月 | 12月    | 1月                 | 2月 | 3月                    | 4月                       | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |    |
| <b>継続雇用者に該当する者の例</b>                                   |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 2事業年度ともに雇用保険の一般被保険者に該当する者</b>                     |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 2事業年度ともに一般被保険者<br>Aグループ 1,650人                         | 一般被保険者 9,527,000,000円           |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       | 一般被保険者 10,000,000,000円   |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ○  |
| <b>継続雇用者に該当しない者の例（前事業年度又は適用年度中のいずれかの月において以下に該当する者）</b> |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 雇用保険の一般被保険者でなかった者</b>                             |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 週10時間勤務<br>Bグループ 400人                                  | 一般被保険者以外<br>260,000,000円        |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       | 一般被保険者以外<br>270,000,000円 |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ×  |
| <b>○ 高年齢雇用安定法に定める継続雇用制度の対象となつた者</b>                    |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 定年を迎え、令和6年度から継続雇用制度対象者<br>Cグループ 5人                     | 一般被保険者 43,000,000円              |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       | 継続雇用制度対象者 20,000,000円    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    | ×  |
| <b>○ 年度の途中で、新たに採用された者又は退職した者</b>                       |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和5年9月に入社<br>Dグループ 30人                                 | 入社前                             | 一般被保険者<br>60,000,000円 |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       | 一般被保険者 120,000,000円      |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | ×  |    |
| 令和6年10月に退職<br>Eグループ 10人                                | 一般被保険者 85,000,000円              |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    | 一般被保険者<br>50,000,000円 |                          |    |    |    | 退職 |    | ×   |     |     |    |    |    |    |
| <b>○ 休職（産休・育休等）期間があり、その間給与等の支給がない月があつた者</b>            |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和5年10月から令和6年2月まで休職<br>その間手当支給なし<br>Fグループ 3人           | 一般被保険者<br>9,000,000円<br>(3月分含む) |                       |    |    | 休職<br>※手当支給なし |    |     |     | 一般被保険者 | 一般被保険者 15,000,000円 |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     | ×   |    |    |    |    |
| <b>○ 役員、使用人兼務役員及び役員の特典関係者になつた者</b>                     |                                 |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    |                       |                          |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    |    |    |
| 令和6年7月より役員<br>Gグループ 2人                                 | 一般被保険者 16,000,000円              |                       |    |    |               |    |     |     |        |                    |    | 一般被保険者<br>4,000,000円  | 役員 <u>21,000,000円</u>    |    |    |    |    |    |     |     |     |    |    | ×  |    |

給与等の支給額が増加した場合の  
付加価値額の控除に関する明細書  
①(第1号)  
(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)  
第4号

|          |                 |         |       |
|----------|-----------------|---------|-------|
| 事業<br>年度 | 6・4・1<br>7・3・31 | 法人<br>名 | A株式会社 |
|----------|-----------------|---------|-------|

|   |                                  |                                 |                                     |
|---|----------------------------------|---------------------------------|-------------------------------------|
| 期末現在の資本金の額又は出資金の額   | ① ② 2,000,000,000 <sup>円</sup>   | 適用可否                            | ③ ④ 可                               |
| 期末現在の常時使用する従業員の数  | ② ③ 2,100人                       |                                 |                                     |
| 継続雇用者給与等支給増加割合の計算   |                                  |                                 |                                     |
| 継続雇用者給与等支給額<br>(③の1)  | ④ ⑤ 9,985,000,000 <sup>円</sup>   | 継続雇用者給与等支給増加額<br>④-⑤(マイナスの場合は0) | ⑥ ⑦ 478,000,000 <sup>円</sup>        |
| 継続雇用者比較給与等支給額<br>(③の2)又は(③の3)                               | ⑤ ⑥ 9,507,000,000                | 継続雇用者給与等支給増加割合<br>⑥/⑤(⑤=0の場合は0) | ⑦ ⑧ 0.05                            |
| 控除対象雇用者給与等支給増加額の計算  |                                  |                                 |                                     |
| 雇用者給与等支給額<br>(⑤)  | ⑧ ⑨ 10,459,000,000 <sup>円</sup>  | 調整雇用者給与等支給額<br>(⑤)              | ⑩ ⑪ 10,459,000,000 <sup>円</sup>     |
| 比較雇用者給与等支給額<br>(⑤)  | ⑨ ⑩ 9,980,000,000                | 調整比較雇用者給与等支給額<br>(⑤)            | ⑪ ⑫ 9,910,000,000                   |
| 雇用者給与等支給増加額<br>⑧-⑨(マイナスの場合は0)                               | ⑩ ⑪ 479,000,000                  | 調整雇用者給与等支給増加額<br>⑩-⑪(マイナスの場合は0) | ⑫ ⑬ 549,000,000                     |
|   |                                  | 控除対象雇用者給与等支給増加額<br>⑩と⑫のうち少ない金額  | ⑬ ⑭ 479,000,000                     |
| 雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算                                   |                                  |                                 |                                     |
| 国内雇用者に対する給与等の支給額  | ⑮の給与等に充てるための<br>者から支払を受ける金額      | ⑮のうち雇用安定助成金額                    | 雇用者給与等支給額<br>⑮-⑯+⑰(マイナスの場合は0)       |
| ⑮   | ⑮ ⑯ 510,479,000,000 <sup>円</sup> | ⑰                               | ⑰ ⑱ 10,459,000,000 <sup>円</sup>     |
| ⑯   | ⑯ ⑰ 20,000,000 <sup>円</sup>      | ⑱                               | ⑱ ⑲ 10,459,000,000 <sup>円</sup>     |
| 比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算                               |                                  |                                 |                                     |
| 前事業年度又は<br>前連結事業年度<br>の給与等<br>の支給額                          | ⑲の給与等に充てるための<br>者から支払を受ける金額      | ⑲のうち雇用安定助成金額                    | 適用年度の月数<br>⑲の前事業年度又は前連結事業年度の月数      |
| ⑲   | ⑲ ⑳ 10,000,000,000 <sup>円</sup>  | ㉑                               | ㉑ ㉒ 12                              |
| ⑳   | ⑳ ㉑ 90,000,000 <sup>円</sup>      | ㉒                               | ㉒ ㉓ 12                              |
| ㉑   | ㉑ ㉒ 9,980,000,000 <sup>円</sup>   | ㉓                               | ㉓ ㉔ 9,910,000,000                   |
| ㉒   | ㉒ ㉓ 9,910,000,000                | ㉔                               | ㉔ ㉕ 9,910,000,000                   |
| 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算                               |                                  |                                 |                                     |
|   | 継続雇用者給与等支給額の計算<br>適用年度           | 継続雇用者比較給与等支給額の計算<br>前事業年度       | 前一年事業年度特定期間等                        |
|   | 1                                | 2                               | 3                                   |
| 事業年度等又は連結事業年度等  | ㉖                                | ㉗<br>令5.4.1<br>令6.3.31          | ㉘<br>:<br>:                         |
| 継続雇用者に対する給与等の支給額  | ㉘ ㉙ 10,000,000,000 <sup>円</sup>  | ㉚ ㉛ 9,527,000,000 <sup>円</sup>  | 円                                   |
| 同上の給与等に充てるため<br>他の者から支払を受ける金額                               | ㉙ ㉚ 15,000,000                   | ㉛ ㉜ 60,000,000                  |                                     |
| 同上のうち雇用安定助成金額   | ㉚ ㉛ 15                           | ㉜ ㉝ 40,000,000                  |                                     |
| 差引<br>㉘-㉙+㉚   | ㉛ ㉜ 9,985,000,000                | ㉝ ㉞ 9,507,000,000               |                                     |
| 適用年度の月数<br>(㉛の3)の月数   | ㉜                                |                                 |                                     |
| 継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者<br>比較給与等支給額 ㉛又は(㉛×㉜)                     | ㉞ ㉟ 9,985,000,000                | ㉟ ㊱ 9,507,000,000               | 円                                   |
| 労働者派遣等をした法人の計算  |                                  |                                 |                                     |
| 報酬給与額<br>別表5の3㉡   | ㉡                                | ㉢と(㉢×75%)のうち少ない金額               | ㉢                                   |
| 派遣労働者等に支払う報酬給与額の<br>合計 別表5の3㉢                               | ㉢                                | 控除対象額<br>㉡×㉣/(㉣+㉤)              | ㉣                                   |
| 派遣先から支払を受ける金額<br>の合計 別表5の3㉣                                 | ㉣                                |                                 |                                     |
| 事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算 |                                  |                                 |                                     |
| ①のうち所得等課税事業に係る額<br>又は①×④/⑤                                  | ④                                | 国内における所得等課税<br>事業に係る期末の従業員数     | ⑤                                   |
| ①のうち収入金額等課税事業に<br>係る額又は①×④/⑤                                | ④                                | 国内における収入金額等課税<br>事業に係る期末の従業員数   | ⑤                                   |
| ①のうち特定ガス供給業に係る額<br>又は①×④/⑤                                  | ④                                | 国内における特定ガス供給<br>業に係る期末の従業員数     | ⑤                                   |
| 控除対象額 ④×⑥/⑦+⑧×⑥/⑦+⑨×⑥/⑦<br>④×⑥/⑦+⑧×⑥/⑦又は④×⑥/⑦               | ⑥                                | 国内における事務所又は<br>事業所の期末の従業員数      | ⑦                                   |
| 0   |                                  |                                 |                                     |
| 付加価値額から控除する額の計算   |                                  |                                 |                                     |
| 報酬給与額<br>別表5の2①   | ⑧ ⑨ 10,800,000,000 <sup>円</sup>  | 雇用安定控除調整率<br>(⑧-⑨)/⑧            | ⑩ ⑪ 7,560,000,000<br>10,800,000,000 |
| 雇用安定控除額<br>別表5の2②   | ⑨ ⑩ 3,240,000,000                | 付加価値額からの控除額<br>⑧×⑩/⑧+⑨×⑩/⑧又は⑨×⑩ | ⑫ ⑬ 335,300,000 <sup>円</sup>        |

|     |        |               |          |           |      |      |
|-----|--------|---------------|----------|-----------|------|------|
|     |        | ※<br>処理<br>事項 | 整理番号     | 事務所<br>区分 | 管理番号 | 申告区分 |
| 法人名 | A 株式会社 | 法人番号          |          |           |      |      |
|     |        | 事業<br>年度      | 令和<br>6年 | 4月        | 1日   | から   |
|     |        |               | 令和<br>7年 | 3月        | 31日  | 日まで  |

付加価値額及び資本金等の額の計算書 (法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)

1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

| 付 加 価 値 額 の 計 算       |                            |           |             | 資 本 金 等 の 額 の 計 算              |   |           |            |
|-----------------------|----------------------------|-----------|-------------|--------------------------------|---|-----------|------------|
| 収益配分額の計算              | 報酬給与額<br>別表5の2の2⑬又は別表5の3⑭  | ①         | 1080000000  | 資本金等の額                         | 下表⑮若しくは下表⑯又は別表5の2の3⑰、<br>同表⑱、同表⑲、同表⑳若しくは同表㉑ | ⑮         | 2000000000 |
|                       | 純支払利子<br>別表5の2の2⑳又は別表5の4㉑  | ②         |             | 当該事業年度の月数                      |   | ⑯         | 12月        |
|                       | 純支払貸借料<br>別表5の2の2㉒又は別表5の5㉓ | ③         |             | ⑯ × ⑯                          |   | ⑰         | 2000000000 |
|                       | 収益配分額                      | ④         | 1080000000  | 控除額計                           | 別表5の2の3⑰、同表⑱若しくは<br>同表⑲又は別表5の2の4㉔           | ⑱         |            |
| 半年度損益                 | 第6号様式㉕又は別表5㉖               | ⑤         | 1500000000  | 差引                             |   | ⑲ - ⑱     | 2000000000 |
| 付加価値額                 |                            | ⑥         | 12300000000 | ⑲のうち1,000億円以下の金額               |   | ⑳         | 2000000000 |
| 収益配分額のうち報酬給与額の占める割合   | ① / ④                      | ⑦         | 100%        | ⑳のうち1,000億円を超え<br>5,000億円以下の金額 |   | ㉑         |            |
| 原簿用額<br>の<br>定計<br>控算 | ④ × 70 / 100               | ⑧         | 7560000000  | ⑳のうち5,000億円を超え<br>1兆円以下の金額     |   | ㉒         |            |
|                       | 雇用安定控除額                    | ⑧ - ⑧     | 3240000000  | 仮計                             |   | ㉒ + ㉒ + ㉒ | 2000000000 |
|                       | 原用者給与等支給増加額<br>別表5の6の3㉗    | ⑩         | 3353000000  | 国内における所得等課税事業に係る<br>期末の従業員数    |   | ㉓         |            |
|                       | 課税標準となる付加価値額               | ⑥ - ⑧ - ⑩ | 8724700000  | 国内における収入金額等課税事業に係る<br>期末の従業員数  |   | ㉔         |            |
|                       |                            |           |             | 国内における特定ガス供給業に係る<br>期末の従業員数    |   | ㉕         |            |
|                       |                            |           |             | 計                              |   | ㉓ + ㉔ + ㉕ |            |
|                       |                            |           |             | 課税標準となる資本金等の額                  |   | ㉕         | 2000000000 |

2. 資本金等の額の明細

| 区 分                        | 期首現在の金額 ⑲  | 当期中の減少額 ⑳ | 当期中の増加額 ㉑ | 差引期末現在の金額 ㉒<br>(㉑ - ⑲ + ㉑) |
|----------------------------|------------|-----------|-----------|----------------------------|
| 資 本 金 の 額<br>又 は 出 資 金 の 額 | 2000000000 |           |           | 2000000000                 |
| 資本金の額及び資本準備金<br>の 額 の 合 算  | 2000000000 |           |           | 2000000000                 |
| 法人税の資本金等の額                 | 2000000000 |           |           | 2000000000                 |
| 期中に金額の増減があった場合の理由等         |            |           |           |                            |

## 設例 4

### ❖第六号様式別表五の二、第六号様式別表五の六の三 記載の順序

第六号様式別表五の二（以下「別表五の二」という）の作成に当たっては、第六号様式別表五の六の三（以下「別表五の六の三」という）を作成した上で、別表五の六の三で計算した金額をもとに別表五の二を作成するという手順で行う。

別表五の六の三について、法人事業税の外形標準課税の付加価値額における賃上げ促進税制（以下「本税制」という）の適用可否の判定から継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算まで（「①」欄から「③③」欄の各欄）の基本的な記載手順は、法人税別表六（二十四）及び同付表一と同様である。なお、労働者派遣等をしている法人は、「労働者派遣等をした法人の計算」（「③④」欄から「③⑧」欄の各欄）を、地方税法72条の2第1項1号、3号、4号に掲げる事業のうち、2以上の事業を併せて行う法人は、「事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち2以上の事業を併せて行う法人の計算」（「③⑨」欄から「④⑥」欄の各欄）をそれぞれ記載する。

最後に「付加価値額から控除する額の計算」（「④⑦」欄から「⑤⑩」欄の各欄）を記載し付加価値額からの控除額を計算する。

別表五の二の作成に当たっては、別表五の六の三で算出した額を「雇用者給与等支給増加額」（「⑩」欄）に記載する。

#### 【第六号様式別表五の六の三】

### ❖左上表題欄の記載及び「①」欄から「③」欄の各欄の記載

別表五の六の三左上の表題欄の記載は地方税法72条の2第1項1号、3号、4号に掲げる事業のうち、該当する事業の号数を線で囲む。

なお、2以上の事業を併せて行う法人は、次の計算手順により控除対象雇用者給与等支給増加額等（「⑭」欄又は「③⑧」欄）を事業ごとに按分計算することにより、控除対象額を算定する〔労働者派遣等をした法人の計算（「③④」欄から「③⑧」欄の各欄）も同様〕。

## <計算手順 1 >

$$\begin{array}{l} \text{調整雇用者} \\ \text{給与等支給額} \\ \text{(「①」欄)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{各事業に係る期末の従業者数} \\ \text{(「④③」欄から「④⑤」欄)} \\ \text{国内全体の期末の従業者数} \\ \text{(「④⑥」欄)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{各事業の調整雇用者給与等支給額 (A)} \\ \text{(「③⑨」欄から「④①」欄の各欄)} \end{array}} =$$

## <計算手順 2 >

$$\begin{array}{l} \text{控除対象雇用者} \\ \text{給与等支給増加額等} \\ \text{(「①④」欄又は「③⑧」欄)} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{A} \\ \text{(「③⑨」欄から「④①」欄の各欄)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{国内全体の調整雇用者給与等支給額 (「①」欄)} \end{array}} = \begin{array}{l} \text{控除対象額} \\ \text{(「④②」欄)} \end{array}$$

- ① A 株式会社は、地方税法 72 条の 2 第 1 項 3 号、4 号に掲げる電気供給業等には該当しないため、「第 1 号」を線で囲む。
- ② 「①」欄には、適用年度の期末現在の資本金の額又は出資金の額を記載する。  
本設例では「2,000,000,000」を記載する。
- ③ 「②」欄には、適用年度の期末現在の常時使用する従業員の数を記載する。  
本設例では「2,100」を記載する。
- ④ 「③」欄には、本税制の適用可否を記載する。  
本設例では、「①」欄が 10 億円以上、「②」欄が 1,000 人以上であり、「マルチステークホルダー方針の公表に係る要件」を検討した上で、当該要件を満たしている場合には、本税制の適用を受けることができるため、「可」を記載する。

## ❖ 「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算」(「①⑤」欄から「①⑨」欄の各欄) の記載

「①⑤」欄から「①⑨」欄では、「雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、適用年度に係る各種金額を記載する。

- ⑤ 「①⑤」欄には、適用年度に損金の額に算入された国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。役員、使用人兼務役員及び役員の特典関係者は、国内雇用者の範囲から除かれる。また、給与等の範囲について、損金に算入される額が対象となるため、別表四、五の調整項目の有無についても確認する必要がある(以下①①、①⑦、①②③において同様)。

本設例では「10,479,000,000」を記載する。

- ⑥ 「⑬」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「20,000,000」を記載する。

- ⑦ 「⑭」欄には、適用年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における国内雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

- ⑧ 「⑮」欄には、「⑮」欄－「⑬」欄＋「⑭」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑧」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,479,000,000（「⑮」欄）－20,000,000（「⑬」欄）＋0（「⑭」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

- ⑨ 「⑯」欄には、「⑮」欄－「⑬」欄で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑨」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑧とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、10,479,000,000（「⑮」欄）－20,000,000（「⑬」欄）の計算結果である「10,459,000,000」を記載する。

## ❖ 「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」（「⑳」欄から「㉔」欄の各欄）の記載

「⑳」欄から「㉔」欄では「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額」を計算する。具体的には、前事業年度に係る各種金額等を記載する。

- ⑩ 「㉑」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ⑪ 「㉒」欄には、前事業年度における国内雇用者に対する給与等の支給額を記載する。

本設例では「10,000,000,000」を記載する（上記⑤参照）。

- ⑫ 「㉓」欄には、前事業年度に国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「90,000,000」を記載する。

- ⑬ 「⑲」欄には、国内雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「70,000,000」を記載する。

- ⑭ 「⑳」欄は、分子に適用年度の月数を、分母に「㉑」欄に記載した前事業年度の月数をそれぞれ記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、比較雇用者給与等支給額について一定の調整計算が必要となるが、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、分母と分子のいずれにも「12」を記載する。

- ⑮ 「㉒」欄には、 $(\text{「㉑」欄} - \text{「㉒」欄} + \text{「㉓」欄}) \times \text{「㉔」欄}$  で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑨」欄に転記する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、 $[10,000,000,000 (\text{「㉑」欄}) - 90,000,000 (\text{「㉒」欄}) + 70,000,000 (\text{「㉓」欄})] \times 12/12 (\text{「㉔」欄})$  の計算結果である「9,980,000,000」を記載する。

- ⑯ 「㉕」欄には、 $(\text{「㉑」欄} - \text{「㉒」欄}) \times \text{「㉓」欄}$  で計算した金額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。ここで計算した金額は、「⑫」欄に転記する。また、雇用安定助成金額は、上記⑮とは異なり、他の者から支払を受ける金額に含めて計算する。

本設例では、 $[10,000,000,000 (\text{「㉑」欄}) - 90,000,000 (\text{「㉒」欄})] \times 12/12 (\text{「㉔」欄})$  の計算結果である「9,910,000,000」を記載する。

## ❖ 「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」(「㉖」欄から「㉗」欄の各欄)の記載

「㉖」欄から「㉗」欄では、本税制の要件判定の基礎となる「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額」を記載する。

ここでは雇用安定助成金額(「㉘」欄)は、給与等支給額から控除せずに計算する。これは、本税制の要件判定をする際、継続雇用者給与等支給額の前原資が、雇用安定助成金から法人の自己資金に変わったことのみで、継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも増加したとして要件判定をすることが、本税制の趣旨にそぐわないためである(例えば、前事業年度は雇用安定助成金を受けているが、適用年度は受けていない場合に、雇用安定助成金額を控除すると継続雇用者給与等支給額が増加していない場合でも、本税制の適用が可能となる不合理が生じる可能性がある)。

一方、税額控除限度額の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額の計算では、雇用安定助成金額は控除し、税額控除額の対象から除外して計算する。

- ⑰ 「㉘の1」欄には、適用年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記⑤参照）。

本設例では「10,000,000,000」を記載する。

- ⑱ 「㉙の1」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「15,000,000」を記載する。

- ⑲ 「㉚の1」欄には、適用年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では、適用年度における継続雇用者に対する雇用安定助成金額は0のため、記載を要しない。

- ㉒ 「㉛の1」欄には、「㉘の1」欄－「㉙の1」欄＋「㉚の1」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける金額に含めないことが確認できる。

本設例では、10,000,000,000（「㉘の1」欄）－15,000,000（「㉙の1」欄）＋0（「㉚の1」欄）の計算結果である「9,985,000,000」を記載する。

- ㉓ 「㉜の1」欄には、「㉛の1」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、「㉔」欄に転記する。

本設例では「9,985,000,000」を記載する。

- ㉔ 「㉝の2」欄には、適用年度の前事業年度を記載する。なお、適用年度の月数と前事業年度の月数が異なる場合は、継続雇用者比較給与等支給額について、一定の調整計算が必要となるが、本設例は月数が同一のため調整計算は不要である。

本設例では、上段に「令5・4・1」、下段に「令6・3・31」を記載する。

- ㉕ 「㉞の2」欄には、前事業年度における国内雇用者給与等支給額のうち、継続雇用者に対する給与等の支給額を記載する（上記⑤参照）。

本設例では「9,527,000,000」を記載する。

- ㉖ 「㉟の2」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額がある場合に、その金額を記載する（他の者から支払を受ける金額は、雇用安定助成金額を含む金額を記載する）。

本設例では「60,000,000」を記載する。

- ㉗ 「㊱の2」欄には、前事業年度に継続雇用者の給与等に充てるため他の者から支払を受けた金額のうち雇用安定助成金額がある場合に、その金額を記載する。

本設例では「40,000,000」を記載する。

- ㉘ 「㊲の2」欄には、「㉞の2」欄－「㉟の2」欄＋「㊱の2」欄で計算した金額を記載する。この計算式により、要件判定において雇用安定助成金額を他の者から支払を受ける

金額に含めないことが確認できる。

本設例では、9,527,000,000（「㉘の2」欄）－ 60,000,000（「㉙の2」欄）＋ 40,000,000（「㉚の2」欄）の計算結果である「9,507,000,000」を記載する。

- ㉗ 「㉛の2」欄には、「㉜の2」欄の金額を記載する。ここで計算した金額は、「㉝」欄に転記する。

本設例では「9,507,000,000」を記載する。

## ❖ 「調整雇用者給与等支給増加額の計算」（「㉞」欄から「㉟」欄の各欄）の記載

「㉞」欄から「㉟」欄では、本税制の税額控除限度額の計算基礎となる「控除対象雇用者給与等支給増加額」を「㊱」欄、「㊲」欄、「㊳」欄、「㊴」欄で計算した金額を転記して計算する。

ここで計算する調整雇用者給与等支給増加額は、雇用安定助成金額を含めて他の者から支払を受けた金額を控除した雇用者給与等支給額であり、税額控除限度額の計算の対象となる控除対象雇用者給与等支給増加額の計算に使用する。

- ㉘ 「㉞」欄には、「㊱」欄の金額から雇用者給与等支給額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ㉙ 「㉟」欄には、「㊲」欄から比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,980,000,000」を記載する。

- ㉚ 「㊳」欄には、「㉞」欄から「㉟」欄を控除した残額である雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「㉞」欄）－ 9,980,000,000（「㉟」欄）の計算結果である「479,000,000」を記載する。

- ㉛ 「㊴」欄には、「㊳」欄から調整雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「10,459,000,000」を記載する。

- ㉜ 「㊵」欄には、「㊴」欄から調整比較雇用者給与等支給額の金額を転記する。

本設例では「9,910,000,000」を記載する。

- ㉝ 「㊶」欄には、「㊵」欄から「㊵」欄を控除した残額である調整雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。

本設例では、10,459,000,000（「㊵」欄）－ 9,910,000,000（「㊶」欄）の計算結果である「549,000,000」を記載する。

- ㉞ 「㊷」欄には、「㊳」欄と「㊶」欄のうち、少ない金額である控除対象雇用者給与等支給増加額を記載する。

本設例では、479,000,000（「㊳」欄）と 549,000,000（「㊶」欄）のうち、少ない金額で

ある「479,000,000」を記載する。

### ❖ 「継続雇用者給与等支給増加割合の計算」（「④」欄から「⑦」欄の各欄）の記載

「④」欄から「⑦」欄では、「③③の①・②」欄で計算した金額を転記して「継続雇用者給与支給増加割合」を計算する。

ここでは、本税制の要件判定に必要な継続雇用者給与等支給増加割合を計算する。

- ③⑤ 「④」欄には、「③③の1」欄から継続雇用者給与等支給額の金額を転記する。  
本設例では「9,985,000,000」を記載する。
- ③⑥ 「⑤」欄には、「③③の2」欄から継続雇用者比較給与等支給額の金額を転記する。  
本設例では「9,507,000,000」を記載する。
- ③⑦ 「⑥」欄には、「④」欄から「⑤」欄を控除した残額である継続雇用者給与等支給増加額を記載する。なお、計算結果がマイナスの場合は、0を記載する。  
本設例では、9,985,000,000（「④」欄）－ 9,507,000,000（「⑤」欄）の計算結果である「478,000,000」を記載する。
- ③⑧ 「⑦」欄には、「⑥」欄を「⑤」欄で除した割合である継続雇用者給与等支給増加割合を記載する。なお、「⑤」欄に記載された金額が0の場合は、0を記載する。  
本設例では、次の計算式のとおり「0.050278…」となるため、小数点以下第2位までとなる「0.05」を記載する。  
なお、法令（措法42の12の5）では端数処理について規定がなく、継続雇用者給与等増加割合は「0.03以上」であるか否かにより判定することから、その桁数の判定に必要な小数点以下第2位までの数値を表示している。

|                 |                   |                   |                  |
|-----------------|-------------------|-------------------|------------------|
| （「④」欄）          | （「⑤」欄）            | （「⑥」欄）            |                  |
| 9,985,000,000 円 | － 9,507,000,000 円 | (= 478,000,000 円) |                  |
|                 |                   |                   | ÷ 0.050278… ≥ 3% |
|                 | 9,507,000,000 円   |                   |                  |
|                 | （「⑤」欄）            |                   |                  |

### ❖ 「付加価値額から控除する額の計算」（「④⑦」欄から「⑤⑩」欄の各欄）の記載

「④⑦」欄から「⑤⑩」では、別表五の二「①」欄及び「⑨」欄に記載した金額を転記して「付加価値額からの控除額」を計算する。

- ③⑨ 「④⑦」欄には、別表五の二「①」欄の給与報酬額の金額を転記する。  
本設例では、「10,800,000,000,000」を記載する。
- ④⑩ 「④⑧」欄には、別表五の二「⑨」欄の雇用安定控除額を転記する。  
本設例では、「3,240,000,000」を記載する。
- ④⑪ 「④⑨」欄には、分子に「④⑦」欄－「④⑧」欄で計算した金額、分母に「④⑦」欄の金額を記載する。  
本設例では、分子に10,800,000,000（「④⑦」欄）－3,240,000,000（「④⑧」欄）の計算結果である「7,560,000,000」を、分母に「10,800,000,000」を記載する。
- ④⑫ 「⑤①」欄には、「①④」欄×「④⑨」欄、「③⑧」欄×「④⑨」欄又は「④⑫」欄×「④⑨」欄で計算した金額を記載する。  
本設例では、次の計算式のとおり「335,300,000」を記載する。

$$\frac{479,000,000 \text{ 円} \times 7,560,000,000 \text{ 円 (「④⑦-④⑧」欄)}}{(「①④」欄) \quad 10,800,000,000 \text{ 円 (「④⑦」欄)}} \text{ (「④⑨」欄)} = 335,300,000 \text{ 円}$$

なお、「①④」欄の控除対象雇用者給与等支給増加額の全額が、付加価値額からの控除の対象とならない理由は、付加価値額の計算の際には雇用安定控除額（別表五の二「⑨」欄）が減額されることから、その雇用安定控除額の中に含まれている控除対象雇用者給与等支給増加額部分を控除しなければならないためである。

## 【第六号様式別表五の二】

### ❖ 「雇用者給与等支給増加額」（「⑩」欄）の記載

「⑩」欄では、外形標準課税付加価値額の課税標準となる額から控除することとなる「雇用者給与等支給増加額」を記載する。

- ④⑬ 「⑩」欄には、別表五の六「③④」欄又は別表五の六の三「⑤①」欄の金額を転記する。  
本設例では、別表五の六の三「⑤①」欄の「335,300,000」を記載する。